

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年9月30日
【計算期間】	第4期中（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）
【ファンド名】	ジュエル・ボックス・ファンド（Jewel Box Fund）
【発行者名】	エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド (Emerging Asset Management Ltd.)
【代表者の役職氏名】	マネージング・ディレクター ウィリアム・ウィギン (Managing Director, William Wiggin)
【本店の所在の場所】	バミューダ、ハミルトン HM11、パー・ラ・ヴィル・ロード 58 番、 ヴァリス・ビルディング 4 階 (Vallis Building, 4th Floor, 58 Par-la-Ville Road, Hamilton HM11 Bermuda)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 橋 本 雅 行
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】	弁護士 橋 本 雅 行
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	(03) 6775-1000
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

1 【ファンドの運用状況】

ジュエル・ボックス・ファンド（Jewel Box Fund）（以下「本ファンド」といいます。）の運用状況は、以下のとおりです。

(1) 【投資状況】

① 資産別及び地域別の投資状況

(2026年6月末日現在)

資産の種類	国名・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
投資証券	モーリシャス共和国	185,710.08	99.40
現預金・その他の資産（負債控除後）		1,112.87	0.60
合計（純資産価額）		186,822.95 (約30百万円)	100.00

- (注1) 投資比率とは、ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。
- (注2) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2026年6月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝162.39円）によります。以下、米ドルの円金額表示は別段の記載がない限りこれによるものとします。
- (注3) 本ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、米ドル建のクラスは米ドル建であり、日本円建のクラスは日本円建であるため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨又は円貨をもって行います。
- (注4) 本書の中で金額及び比率を表示する場合、四捨五入している場合があります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

② 投資有価証券の主要銘柄

(2026年6月末日現在)

順位	銘柄名	国名	種類	数量（口）	簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	Prism Income Fund Class 10A (USD)	モーリシャス共和国	投資証券	534.0603	309.27	165,167.45	347.73	185,710.08	99.40

- ③ 投資不動産物件
該当事項はありません（2026年6月末日現在）。
- ④ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません（2026年6月末日現在）。

(2) 【運用実績】

下記の運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

① 【純資産の推移】

2026年6月末日前1年間における各月末の純資産価額及び1口当たり純資産価格の推移は、以下のとおりです。

＜日本円建クラスR受益証券＞

	純資産価額	1口当たり純資産価格
	円	円

2025年7月末日	3,988,201.58	997.0503
8月末日	3,908,363.21	977.0908
9月末日	3,947,041.50	986.7603
10月末日	4,131,550.88	1,032.8877
11月末日	4,207,035.70	1,051.7589
12月末日	4,244,645.17	1,061.1612
2026年1月末日	4,202,836.74	1,050.7091
2月末日	4,266,162.73	1,066.5406
3月末日	4,366,627.17	1,091.6567
4月末日	4,325,253.64	1,081.3134
5月末日	4,418,892.62	1,104.7231
6月末日	4,537,834.66	1,134.4586

（注）上記「純資産価額」及び「1口当たり純資産価格」の数値は、評価日付で公表された純資産価額及び1口当たり純資産価格を記載しており、財務書類の数値と異なる場合があります。以下同じです。

＜参考情報＞

純資産価額及び1口当たり純資産価格の推移（2024年10月18日～2026年6月末日）



（注）本ファンドは、現在、分配を行わない方針であり、これまで分配金の支払実績もないため、1口当たり純資産価格（分配金（課税前）再投資ベース）は、1口当たり純資産価格と等しくなります。以下同じです。

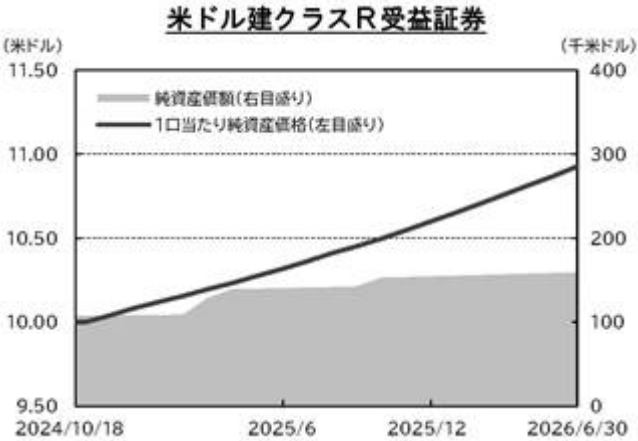
＜米ドル建クラスR受益証券＞

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
2025年7月末日	140,769.62	22,859,579	10.3603	1,682
8月末日	141,378.10	22,958,390	10.4104	1,691
9月末日	141,988.56	23,057,522	10.4500	1,697
10月末日	152,650.95	24,788,988	10.4956	1,704
11月末日	153,377.93	24,907,042	10.5455	1,712
12月末日	154,139.38	25,030,694	10.5979	1,721
2026年1月末日	154,906.09	25,155,200	10.6506	1,730
2月末日	155,638.89	25,274,199	10.7010	1,738

3月末日	156,453.91	25,406,550	10.7570	1,747
4月末日	157,256.70	25,536,916	10.8122	1,756
5月末日	158,057.96	25,667,032	10.8673	1,765
6月末日	158,923.57	25,807,599	10.9268	1,774

<参考情報>

純資産価額及び1口当たり純資産価格の推移（2024年10月18日～2026年6月末日）



②【分配の推移】
該当事項はありません。

③【収益率の推移】
下記期間における収益率は、以下のとおりです。

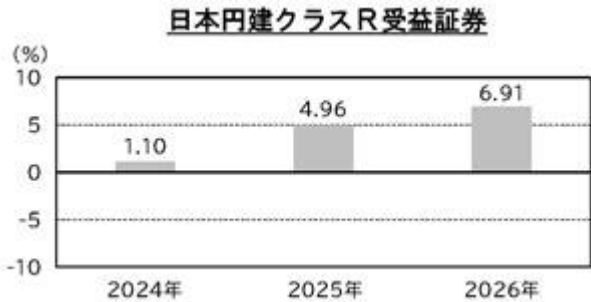
<日本円建クラスR受益証券>

	収益率（注）
2025年7月1日～2026年6月末日	19.24%

（注）収益率（％）＝100×（a－b）／b
a＝2026年6月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間中の分配金の合計額を加えた額）
b＝2025年6月末日現在の1口当たり純資産価格

<参考情報>

年間収益率の推移



（注1）収益率（％）＝100×（a－b）／b
a＝各暦年末現在の1口当たり純資産価格（ただし、2026年については2026年6月末日における1口当たり純資産価格）
b＝当該各暦年の直前の各暦年末現在の1口当たり純資産価格（ただし、2024年については当初発行価格（日本円建クラスR受益証券は1口当たり1,000円及び米ドル建クラスR受益証券は1口当たり10米ドル））
以下同じです。

（注2）2024年については10月18日（運用開始日）から12月末日までの収益率を、2026年については1月1日から6月末日までの収益率を記載しています。以下同じです。

（注3）本ファンド及び各クラスにベンチマークはありません。以下同じです。

＜米ドル建クラスR受益証券＞

	収益率
2025年7月1日～2026年6月末日	5.93%

＜参考情報＞

年間収益率の推移



2 【販売及び買戻しの実績】

下記期間における販売及び買戻しの実績、並びに2026年6月末日現在の発行済口数は、以下のとおりです。

＜日本円建クラスR受益証券＞

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
2025年7月1日～	0	0	4,000
2026年6月末日	(0)	(0)	(4,000)

（注1）（ ）の数は本邦における販売・買戻し及び発行済口数です。以下同じです。

（注2）上記の数値は、評価日付で公表された販売及び買戻しの実績、並びに発行済口数を記載しており、財務書類の数値と異なる場合があります。以下同じです。

＜米ドル建クラスR受益証券＞

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
2025年7月1日～	958	0	14,545
2026年6月末日	(958)	(0)	(14,545)

3 【ファンドの経理状況】

- a. 本ファンドの日本語の中間財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」といいます。）に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 本ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）（その後の改正を含みます。）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c. 本ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されています。日本語の中間財務書類には2026年6月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝162.39円）で換算された円換算額が併記されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（1）【資産及び負債の状況】

ジュエル・ボックス・ファンド
財政状態計算書
2026年6月30日現在

	注記	2026年6月30日 (未監査)		2025年12月31日 (監査済)	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
固定資産					
純損益を通じて公正価値で 測定される金融資産	5	185,710	30,157	178,242	28,945
流動資産					
現金及び現金同等物	4	16,022	2,602	16,453	2,672
資産合計		201,732	32,759	194,695	31,617
負債					
流動負債					
その他の支払債務	6	14,909	2,421	13,490	2,191
受益者に帰属する純資産を 除く負債合計		14,909	2,421	13,490	2,191
受益者に帰属する純資産*		186,823	30,338	181,205	29,426
負債合計		201,732	32,759	194,695	31,617

*受益者に帰属する純資産については、2026年6月30日時点及び2025年12月31日時点において金融負債として分類されている。

財務書類の注記は、中間財務書類の不可欠な一部をなしている。

ジュエル・ボックス・ファンド
包括利益計算書
2026年1月1日から2026年6月30日までの期間

注記	2026年6月30日に終了した 期間（未監査）		2025年12月31日に終了した 年度（監査済）	
	米ドル	千円	米ドル	千円
収益				
純損益を通じて公正価値で測定される 金融資産の純未実現利益	9	7,468	1,213	11,638
現金及び現金同等物に係る 為替差(損)／益		-19	-3	11
収益合計		7,449	1,210	11,649
費用				
管理報酬	8	1,007	164	1,806
専門家報酬		824	134	1,478
銀行手数料		-	-	105
費用合計		1,831	297	3,389
受益者に帰属する純資産増加分		5,618	912	8,260
		1,341		

財務書類の注記は、中間財務書類の不可欠な一部をなしている。

ジュエル・ボックス・ファンド
償還可能受益者に帰属する純資産変動計算書
2026年1月1日から2026年6月30日までの期間

注記	2026年6月30日に終了した 期間（未監査）		2025年12月31日に終了した 年度（監査済）	
	米ドル	千円	米ドル	千円
期首現在の受益者に帰属する 純資産	181,205	29,426	133,584	21,693
償還可能受益証券の発行	7	-	-	39,361
受益者に帰属する純資産増加分		5,618	912	8,260
期末現在の受益者に帰属する 純資産*	186,823	30,338	181,205	29,426

*2026年6月30日に終了した期間及び2025年12月31日に終了した年度において、受益者に帰属する純資産については、負債として分類されている。

財務書類の注記は、中間財務書類の不可欠な一部をなしている。

ジュエル・ボックス・ファンド
キャッシュフロー計算書
2026年1月1日から2026年6月30日までの期間

注記	2026年6月30日に終了した 期間（未監査）		2025年12月31日に終了した 年度（監査済）	
	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動から生じた キャッシュフロー				
受益者に帰属する純資産増加分	5,618	912	8,260	1,341
調整項目：				
純損益を通じて公正価値で測定され る 金融資産の純未実現利益	-7,468	-1,213	-11,638	-1,890
現金及び現金同等物に係る 為替差損／（益）	19	3	-11	-2
	<u>-1,831</u>	<u>-297</u>	<u>-3,389</u>	<u>-550</u>
その他の未払金の増加	1,419	230	2,160	351
純損益を通じて公正価値で測定され る 金融資産の購入	-	-	-38,357	-6,229
	<u>-412</u>	<u>-67</u>	<u>-39,586</u>	<u>-6,428</u>
営業に使用された純現金				
	<u>-412</u>	<u>-67</u>	<u>-39,586</u>	<u>-6,428</u>
営業活動に使用された純現金				
	<u>-412</u>	<u>-67</u>	<u>-39,586</u>	<u>-6,428</u>
財務活動から生じた キャッシュフロー				
償還可能受益証券発行による収入	-	-	39,361	6,392
	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>39,361</u>	<u>6,392</u>
財務活動から生じた純現金				
	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>39,361</u>	<u>6,392</u>
現金及び現金同等物の純減少	<u>-412</u>	<u>-67</u>	<u>-225</u>	<u>-37</u>
現金及び現金同等物の期首残高	16,453	2,672	16,667	2,707
現金及び現金同等物に係る 為替差（損）／益	-19	-3	11	2
	<u>-19</u>	<u>-3</u>	<u>11</u>	<u>2</u>
現金及び現金同等物の期末残高	<u>4</u> <u>16,022</u>	<u>2,602</u>	<u>16,453</u>	<u>2,672</u>

財務書類の注記は、財務書類の不可欠な一部をなしている。

**ジュエル・ボックス・ファンド
財務書類に対する注記**

2026年1月1日から2026年6月30日までの期間

1. 一般的な情報

ジュエル・ボックス・ファンド（以下「当ファンド」という。）は、信託証書により設定されたオープンエンド型のユニットトラストであり、2022年3月18日に、ケイマン諸島の信託法（改正済）に基づき免税信託として登録されている。当ファンドは、有期で設定されており、早期に終了しない限り、設定から149年後に終了する。当ファンドは、2022年6月1日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2021年改正済）第4条第3項に基づき登録番号1976214で登録され、2022年9月16日に運用を開始した。

当ファンドは、受益者が投資目的及び投資戦略に従って共同して投資できる投資ファンドとして構成されている。当ファンドの投資目的は、ファンド・オブ・ファンズの形態でオルタナティブ資産に分散投資することにより、伝統的な資産クラスとの相関性を低く保ちながら、中長期的な安定したリターンを追求することである。投資目的を達成するため、投資運用会社は、当ファンドの資産を、主にプライベート・マーケット又はオルタナティブ戦略の投資先ファンドに投資する。

当ファンドの投資活動は、TORANOTEC投信投資顧問株式会社（以下「投資運用会社」という。）が管理し、当ファンドの管理事務は、エイペックス・ファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッド（以下「管理事務代行会社」という。）に委任されている。

2. 重要な会計方針

当未監査中間財務書類の作成にあたって適用された重要な会計方針は以下の通りである。

2.1 作成の基礎

2026年1月1日から2026年6月30日までの期間の未監査中間財務書類は、国際会計基準審議会が公表したIAS第34号「期中財務報告」に従って作成されており、2025年12月31日に終了した年度の年次財務書類と併せて読まれるべきものである。当未監査中間財務書類は、IFRS会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠した年次財務書類に必要なすべての情報を含むものではないが、直近の年次財務書類以降の当ファンドの財政状態及び業績を理解する上で重要な事象及び取引を説明するため、一部の説明的な注記が含まれている。

当未監査中間財務書類は、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品を除き、取得原価ベースで作成されている。

未監査中間財務書類の作成には、特定の重要な会計上の見積りの使用が要求される。また、当ファンドの会計方針を適用する過程で、受託会社が判断を下すことが要求される。より高度な判断や複雑さを伴う分野、又は仮定や見積りが中間財務書類にとって重要な分野は注記3に開示されている。

投資運用会社は、2025年12月31日に終了する期間後の12ヵ月間において、当ファンドの継続性を確保するために、必要に応じて当ファンドの運用費用の全額又は一部を負担することを約束している。投資運用会社は、当ファンドが今後1年間、継続企業として存続しないと考える理由を有しておらず、財務書類の作成にあたり、継続企業であることを前提としている。投資運用会社は、当ファンドが継続企業として存続する能力に疑義を生じさせるような重大な不確実性がないことを確認している。

2.2 新基準、改訂及び解釈

(a) 2026年1月1日から適用される基準及び既存基準の改訂

改訂

発効日

(以下の日以後開始する事業年度)

IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂：金融商品の分類及び測定

2026年1月1日

IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂：電力購入契約

2026年1月1日

当ファンドは上記の基準及び解釈を適用したが、当該改訂は当ファンドの財務書類に重要な影響を及ぼさなかった。ただし、財務書類において開示される会計方針の情報には影響を与えた。受託会社は会計方針の改訂を検討し、情報は当該改訂に沿って開示されている。

(b) 未発効のため当ファンドが早期適用していない基準、改訂、解釈

改訂

発効日

(以下の日以後開始する事業年度)

IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」

2027年1月1日

IFRS第19号「公的説明責任のない子会社」

2027年1月1日

上記の新基準、基準の改訂及び解釈のいずれも、当ファンドの財務書類に重要な影響を及ぼすことはないと考えられる。上記の基準及び改訂が適用可能かつ発効した時点で当ファンドに適用する予定である。

2.3 構造体

ストラクチャード・エンティティとは、議決権が管理業務のみに関連し、関連する活動が契約上の取決めによって指示される場合など、議決権又は類似の権利が、誰が企業を支配するかを決定するための有力な要因とならないように設計される企業をいう。ストラクチャード・エンティティは、多くの場合、次の特徴又は属性の一部、あるいは全部を有する。(a)限定された活動である、(b)ストラクチャード・エンティティの資産に関連するリスクと報酬を投資者に移転することにより投資者に投資機会を提供するなど、狭義かつ明確に定義された目的を持つ、(c)劣後財務支援なしでストラクチャード・エンティティが活動資金を調達できる自己資本が不十分、(d)投資者に対して複数の契約上連結された金融商品を通じた資金調達を行い、これにより信用リスク又はその他のリスクの集中（トランシェ）を生じさせる。

当ファンドは、他のファンド（以下「投資先ファンド」という。）への投資はすべて、非連結のストラクチャード・エンティティへの投資とみなしている。当ファンドは、中長期的な資本成長を目的とする投資先ファンドに投資している。投資先ファンドは無関係の資産運用会社によって運用され、それぞれの投資目的を達成するために様々な投資戦略を適用している。投資先ファンドは、保有者の選択により売却可能なりミテッド・パートナーシップの持分又は償還可能受益証券を発行し、運用資金を調達している。これにより保有者はそれぞれのファンドの純資産に対して比例的な持分を有することができる。当ファンドは、各投資先ファンドのリミテッド・パートナーシップの持分又は償還可能受益証券を保有している。

各投資先ファンドの公正価値の変動は、包括利益計算書において「純損益を通じて公正価値で測定される金融資産の純実現利益／（損失）」又は「純損益を通じて公正価値で測定される金融資産の純未実現利益／（損失）」に含まれている。

2.4 外貨換算

(a) 機能通貨及び表示通貨

当ファンドの償還可能受益証券の申込み及び償還は、米ドル（以下「米ドル」又は「US\$」という。）建てである。当ファンドのパフォーマンスは米ドルで評価され、投資者に報告される。経営陣は、米ドルが、基礎となる取引、事象、条件への経済的影響を最も忠実に表す通貨であると考えている。財務書類は、当ファンドの機能通貨及び表示通貨である米ドルで表示されている。

(b) 取引及び残高

外貨建取引は、取引日の為替レートを用いて機能通貨に換算される。外貨建資産及び負債は、財政状態計算書の日付の為替レートを用いて機能通貨に換算される。換算により生じた為替差損益は、包括利益計算書に含まれる。

現金及び現金同等物に関連する為替差損益は、包括利益計算書において「現金及び現金同等物に係る純為替差損益」として表示されている。

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産及び金融負債に関連する為替差損益は、包括利益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る純実現利益／（損失）」又は「純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る純未実現利益／（損失）」として表示されている。

2.5 金融商品

2.5.1 分類

IFRS第9号「金融商品」に従い、金融資産及び金融負債は以下の測定区分に分類される。

- ・その他の包括利益を通じて公正価値で測定されるもの（以下「FVOCI」という。）、及び純損益を通じて公正価値で測定されるもの（以下「FVTPL」という。）
- ・償却原価で測定されるもの

分類は、金融資産及び金融負債を管理する当ファンドのビジネスモデル、並びに金融資産及び金融負債の契約上のキャッシュフロー特性によって決まる。

当ファンドの金融資産及び金融負債への投資は、FVTPLで分類されている。期末日現在、FVOCIで保有されている当ファンドの金融資産及び金融負債はない。

金融資産は、以下の場合に純損益を通じて公正価値で測定される（FVTPL）。

- ・契約条件が、特定日に未返済元本額に対する元本と利息の支払（以下「SPPI」という。）のみのキャッシュフローを生じさせない場合
- ・契約上のキャッシュフローを回収すること、又は契約上のキャッシュフローを回収かつ売却することを目的としたビジネスモデルで保有されていない場合
- ・初回認識時にFVTPLでの測定が取消不能な形で指定され、これにより資産若しくは負債を異なる基準で測定し、又はそれらの損益を異なる基準で認識することによって生じる測定又は認識の不整合が解消又は著しく減少される場合

当ファンドは、投資先ファンドへの投資をFVTPLで分類している。

償却原価で測定される金融資産

金融資産が、契約上のキャッシュフローを回収するために金融資産を保有することを目的としたビジネスモデルで保有され、その契約条件が、特定日に、未返済元本額に対する元本と利息の支払のみのキャッシュフローを生じさせるものである場合、金融資産は償却原価で測定される。当ファンドでは、現金及び現金同等物がこの分類に含まれる。

償却原価で測定される金融負債

この分類には、純損益を通じて公正価値で測定されるもの以外のすべての金融負債が含まれる。当ファンドでは、未払金及び未払費用がこの分類に含まれる。

2.5.2 認識、認識の中止及び測定

投資の通常の購入及び売却は、当ファンドが投資先ファンドの購入又は売却を約束した取引日に認識される。純損益を通じて公正価値で測定される金融資産は、公正価値で当初認識される。取引費用は発生時に包括利益計算書で費用計上される。

金融資産は、金融資産からキャッシュフローを受け取る権利が失効した時点、又は譲渡され、当ファンドが所有に伴うリスクと便益を実質的にすべて移転した時点で認識が中止される。

当初認識後、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産はすべて公正価値で測定される。「純損益を通じて公正価値で測定される金融資産」の公正価値の変動から生じる損益は、包括利益計算書において、発生した期の「純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る公正価値の純実現利益／（損失）及び純未実現利益／（損失）」として表示される。

2.5.3 公正価値測定の原則

IFRS第13号は、公正価値を、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、現在の市場環境下で資産を売却するために受け取るであろう価格、又は負債を移転するために支払うであろう価格と定義している。

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産及び金融負債は、公正価値で財政状態計算書に計上される。このような金融商品の取引費用はすべて、包括利益計算書の損益として直接認識される。

活発な市場で取引される金融資産及び金融負債の公正価値は、報告日の取引終値における市場価格に基づく。当ファンドは、金融資産及び金融負債ともに、最終取引価格がビッド-アスク・スプレッドの範囲内にある場合、最終取引市場価格を利用している。最終取引価格がビッド-アスク・スプレッドの範囲内でない場合、経営陣はビッド-アスク・スプレッドの範囲内で公正価値を最も代表するポイントを決定する。

活発な市場で取引されていない金融資産及び金融負債の公正価値は、評価技法を用いて決定される。当ファンドは様々な方法を用い、各報告日現在の市場状況に基づく前提を置いている。使用される評価技法には、市場参加者間の比較可能な最近の通常の利用、実質的に同一の他の金融商品の参照、市場参加者が一般的に使用するその他の評価技法が含まれ、市場のインプットを最大限に利用し、事業者固有のインプットに可能な限り依拠しないようにしている。公正価値測定は、測定に使用したインプットの重要性に基づいて、公正価値ヒエラルキーに分類される。このヒエラルキーは、レベル1、レベル2及びレベル3の3つのレベルで構成される。詳細については注記9を参照のこと。

投資運用会社は、公正価値をよりよく反映し、健全な会計慣行に従った評価方法であると判断した場合、その裁量で他の評価方法の使用を許可することができる。

2.5.4 公正価値ヒエラルキーのレベル間の移動

2026年6月30日に終了した期間及び2025年12月31日に終了した年度において、公正価値ヒエラルキーのレベル間の移動はなかった。

2.6 償却原価で測定される金融資産の予想信用損失

各報告日において、当ファンドは、償却原価で測定される金融資産について、当初認識時から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失に等しい金額で損失引当金を測定しなければならない。報告日において、当初認識時から信用リスクが大幅に増加していない場合、当ファンドは、12ヵ月間の予想信用損失に等しい金額で損失引当金を測定しなければならない。取引先の著しい財務上の困難、取引先が破産又は財務再建に入る可能性、及び支払不履行はすべて、その金額が信用毀損に陥る可能性があることを示す指標とみなされる。信用リスクが信用毀損とみなされる程度まで増加した場合、受取利息は（貸倒引当金控除後の）純帳簿価額に基づいて計算される。信用リスクの著しい増大とは、30日以上支払期日を過ぎている契約上の支払と経営陣により定義されている。90日以上支払期日を過ぎている契約上の支払いは信用毀損とみなされる。

2.7 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物には、銀行の要求払預金及び活発な市場における当初満期日が3ヵ月以内のその他の短期投資が含まれる。

2.8 未払費用

未払費用は公正価値で当初認識され、その後実効金利法を用いて償却原価で計上される。

2.9 ファンドの償還可能持分

当ファンドは、受益者の選択により償還可能な2クラス（2025年：2クラス）の償還可能受益証券を発行しており、かかる償還可能受益証券は負債に分類されている。当ファンドは、それぞれの権利が同一でなく、受益者の選択により償還可能である複数クラスの償還可能受益証券を発行していることから、償還可能受益証券を負債に分類している。償還可能受益証券は、受託会社が定める償還日に、当ファンドの純資産価額の比例割合に等しい現金で償還できる。

償還可能受益証券は、受益者が受益証券を償還する権利を行使した場合に財政状態計算書日に支払うべき償還金額に対応する償却原価で計上される。償還可能受益証券は、受益者の選択により、発行時又は償還時の当ファンドの1口当たり純資産価額に基づく価格で発行及び償還される。当ファンドの1口当たり純資産価額は、各クラスの償還可能受益証券の受益者に帰属する純資産を、関連する各クラスの発行済償還可能受益証券の総口数で除して計算される。当ファンドの規定に従い、投資ポジションは、申込み及び償還の1口当たり純資産価額を決定する目的で、最終取引市場価格に基づいて評価される。

2.10 税金

当ファンドに、ケイマン諸島における所得税、源泉徴収税、キャピタルゲイン税は課されない。当ファンドは、ケイマン諸島の信託法（改正済）第74条に基づき、免税信託として登録されている。当ファンドは、ケイマン諸島財務長官に免税証明書を申請しており、この免税証明書が交付されれば、当ファンドの設定日から最長50年間は、その後ケイマン諸島で制定される、所得若しくは資本資産、利益若しくは評価益に課税される税金や関税又は財産税や相続税の性質を持つ税金を課すいかなる法律も、当ファンドに含まれる財産、当ファンドに基づいて発生する所得、又はそのような財産や所得に関して受託会社又は受益者に適用されない。

受益者は、所有する償還可能受益証券及び当該償還可能受益証券について受領する分配金に関して、ケイマン諸島において所得税、源泉徴収税、キャピタルゲイン税を課されることはなく、またケイマン諸島において遺産税、相続税も課されない。

当ファンドが特定の国の源泉から受け取る配当、利子、その他の収入には、当該国が課す源泉徴収税が課される可能性がある。さらに、当ファンドが有価証券の売買やその他の事業を行う国の一部では、キャピタルゲイン税やその他の税金が課される可能性もある。様々な国で投資される当ファンドの資産額は不確定であるため、支払われる税率を事前に予測することは不可能である。

3. 重要な会計上の見積り及び判断の使用

IFRSに準拠した財務書類の作成には、会計方針の適用及び資産、負債、収益、費用の報告金額に影響を与える判断、見積り、仮定を行うことが受託会社に要求される。見積り及び基礎となる仮定は継続的に見直される。会計上の見積りの修正は、見積りが修正された期間及び影響を受ける将来の期間に認識される。

見積り及び仮定

経営陣は将来に関する見積りや仮定を行う。その結果生じる会計上の見積りは、定義上、関連する実際の結果と一致することはほぼない。資産及び負債の帳簿価額に重要な調整をもたらす重要なリスクのある見積り及び仮定の概要は以下の通りである。

その他のファンドへの投資の公正価値

純資産価額は、報告期間末日に当ファンドが投資先ファンドの投資を償還できる価格を表しているため、活発な市場で取引されていない投資先ファンドへの投資の公正価値は、投資先ファンドの管理事務代行者が発行する純資産価額によって決定される。投資運用会社は、上記の評価方法を投資先ファンドの公正価値の最善の見積りとみなしている。

投資先ファンドの純資産価額が入手できない場合、又はその純資産価額が公正価値を反映していないと投資運用会社が判断した場合、投資運用会社は投資先ファンドの公正価値を判断するために判断と裁量を使用することがある。当ファンドは、通常、業界内で一般的に標準的と認識されている評価方法及び手法に基づく独自のモデルを使用して投資先ファンドの価値を決定することがある。

モデルは、可能な限り観察可能なデータを使用している。しかし、信用リスク（自己及び取引相手方の両方）、ボラティリティ、相関関係などの領域は、経営陣による見積りが要求される。これらの要因に関する仮定の変更は、金融商品の報告された公正価値に影響を与える可能性がある。観察可能でないインプットに対する感応度は、過去のボラティリティと将来の市場動向の予測を考慮し、これらのインプットの合理的な可能性のある変動予想に基づく。

何が「観察可能」であるかの判断は、当ファンドによる重要な判断が要求される。当ファンドにおいて、観察可能なデータとは、容易に入手可能で、定期的に配布又は更新され、信頼性が高く検証可能で、独占的ではなく、関連市場に積極的に関与している独立した情報源から提供される市場データをいう。

4. 現金及び現金同等物

米ドル	2026年6月30日 に終了した期間 (未監査)	2025年12月31日 に終了した年度 (監査済)
取引口座	16,022	16,453
	<u>16,022</u>	<u>16,453</u>

5. 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産

米ドル	2026年6月30日 に終了した期間 (未監査)	2025年12月31日 に終了した年度 (監査済)
投資先ファンド	185,710	178,242
	<u>185,710</u>	<u>178,242</u>

6. その他の支払債務

米ドル	2026年6月30日 に終了した期間 (未監査)	2025年12月31日 に終了した年度 (監査済)
未払管理報酬	3,047	2,040
未払専門家報酬	1,234	792
未払管理報酬	10,628	10,658
	<u>14,909</u>	<u>13,490</u>

7. 受益者に帰属する純資産

当ファンドはオープンエンド型ユニットトラストとして設立され、当初100米ドルを受託会社が受け取り、当ファンドのために受託会社が保有している。

受託会社は、管理会社及び投資運用会社と協議の上、受託会社が決定する権利、優遇、制限を有する受益証券のクラスを、いつでも、随時、指定することができる。償還可能受益証券は、信託証書に従い、受託会社に代わって管理会社が申込日（すなわち、各暦月の第1営業日、及び／又は受託会社及び投資運用会社と協議の上、管理会社が決定するその他の日）に、米ドル建又は日本円（以下「円」という。）建の異なるクラスで発行することができる。米ドル建クラスI、クラスR、クラスPの募集価格は1口当たり10米ドル、日本円建クラスI及びクラスRの募集価格は1口当たり1,000円である。

クラスI受益証券又はクラスR受益証券の受益者1人当たりの最低当初投資額は100,000米ドル（又は通貨換算額）であり、米ドル建クラスP受益証券の場合は1,000,000米ドル、又は受託会社が一般的又は特定の場合に、ミューチュアル・ファンド法第4条第3項に登録された当ファンドに適合するものとして決定するこれより低い金額である。クラスI受益証券又はクラスR受益証券に関する最低追加申込金額は10,000米ドル（又は通貨換算額）であり、米ドル建クラスP受益証券の場合は500,000米ドルである。

2026年6月30日に終了した期間及び2025年12月31日に終了した年度において、日本円建クラスR及び米ドル建クラスRの各受益証券が発行された。

当期中の償還可能受益証券及び受益者に帰属する純資産額の変動分析は以下の通りである。

受益証券口数	2026年6月30日に終了した期間 (未監査)			2025年12月31日に終了した年度 (監査済)		
	日本円建 クラスR	米ドル建 クラスR	合計	日本円建 クラスR	米ドル建 クラスR	合計
発行済受益証券総数						
当期首残高	4,000	14,545	18,545	4,000	10,700	14,700
償還可能受益証券の発行	-	-	-	-	3,845	3,845
当期末残高	4,000	14,545	18,545	4,000	14,545	18,545

米ドル	2026年6月30日に終了した期間 (未監査)			2025年12月31日に終了した年度 (監査済)		
	日本円建 クラスR	米ドル建 クラスR	合計	日本円建 クラスR	米ドル建 クラスR	合計
発行済受益証券総数						
当期首残高	27,065	154,140	181,205	25,697	107,887	133,584
償還可能受益証券の発行	-	-	-	-	39,361	39,361
受益者に帰属する 純資産増加分	834	4,784	5,618	1,368	6,892	8,260
当期末残高	27,899	158,924	186,823	27,065	154,140	181,205

償還可能受益証券は、評価日の65暦日前までに受益者から書面による通知を受ければ、償還日（各年の1月、4月、7月、10月の各第1営業日、及び／又は受託会社が決定するその他の日）に1口当たりの純資産価額で償還することができる。

クラスI受益証券、クラスR受益証券又は米ドル建クラスP受益証券について、発行から12暦月未満で解約される場合には、解約代金から5%の償還手数料が控除される。

受益者がその保有する受益証券の95%以上を償還する場合、当ファンドは、当該償還日について算出される純資産価額の変動に備えるため、償還代金の最大5%を留保金として控除・保留することができる。留保の要否及び留保割合については、受託会社が投資運用会社と協議のうえ決定するものとする。かかる留保は、償還価額の減額として取り扱われる。

当ファンドの純資産価額の25%を超える口数の償還請求があった場合、管理会社は、償還日に受益証券を償還しようとするすべての受益者の間で、それらの償還請求を按分して削減し、合計で償還基準額に達する十分な償還のみを実施することができる。全額が満たされなかった償還請求は次の償還日に繰り越されるが、他の償還請求より優先されることはない。

8. 関連当事者

一方の当事者が他方の当事者を支配する能力を有している場合、又は財務上若しくは経営上の意思決定において他方の当事者に重要な影響力を行使する能力を有している場合、当該当事者は関連性があるとみなされる。

関係者

投資運用会社：	TORANOTEC投信投資顧問株式会社
管理会社：	エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド
受託会社：	エイペックス・ファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッド

関連当事者との取引及び残高

管理報酬

当ファンドは、TORANOTEC投信投資顧問株式会社を投資運用会社として任命し、当ファンドに対して投資運用及び助言サービスを提供している。投資運用契約に基づき、投資運用会社はクラスI受益証券の純資産価額に対して1.0%の12分の1、クラスR受益証券の純資産価額に対して1.1%の12分の1、及び米ドル建クラスP受益証券の純資産額に対して0.7%の12分の1に相当する額を、四半期ごとに管理報酬として受け取る。管理報酬は毎月計算され、四半期毎に後払いされる。

2026年1月1日から2026年6月30日までの期間に発生した管理報酬は1,007米ドルであった（2025年12月31日に終了した年度：1,806米ドル）。2026年6月30日時点における未払管理報酬は3,047米ドルであった（2025年12月31日：2,040米ドル）。

TORANOTEC投信投資顧問株式会社は、シード資金として、米ドル建クラスR受益証券に対して0米ドル（2025年12月31日：0米ドル）の初回出資を行った。当該受益証券は2025年12月31日に終了した年度中に売却されており、期末時点で保有されている受益証券はなかった。

受託報酬

受託会社は当ファンドの資産から、(i)純資産価額の年0.02%、(ii)年間15,000米ドルのいずれか大きい額の報酬を受け取る権利がある。2026年6月30日に終了した期間及び2025年12月31日に終了した年度における受託報酬は、当ファンドに代わって投資運用会社が負担した。

管理会社報酬

管理会社は当ファンドの資産から年間35,000米ドルの報酬を受け取る権利がある。2026年1月1日から2026年6月30日までの期間及び2025年12月31日に終了した年度における管理会社報酬は、当ファンドに代わって投資運用会社が負担した。

9. 公正価値の見積り

公正価値測定

活発な市場で取引される金融資産及び金融負債の公正価値は、報告日の取引終値における相場価格に基づいている。当ファンドは、金融資産と金融負債の両方について、最終取引市場価格を使用している。

活発な市場とは、継続的に価格情報を提供するのに十分な頻度と量で、資産又は負債の取引が行われている市場をいう。容易に入手可能な活発な相場価格のある投資、又は活発な相場価格で公正価値を測定できる投資については、一般的に市場価格の観察可能性が高く、公正価値の測定に使用される判断の程度は低くなる。

活発な市場で取引されていない金融資産及び金融負債の公正価値は、評価技法を用いて決定される。活発な市場が存在しない商品について、当ファンドは、通常、業界内で一般的に標準的と認識されている評価手法及び技法に基づく内部開発モデルを使用することがある。

モデルのアウトプットは常に、確実に決定できない価値の推定値又は近似値であり、採用される評価技法は、当ファンドが保有するポジションに関連するすべての要因を完全に反映していない可能性がある。そのため、評価額は、モデルリスク、流動性リスク、カウンターパーティ・リスクなどの追加的な要因を考慮するために、必要に応じて調整される。

IFRS第13号は、公正価値で測定され報告される投資についての開示強化を要求している。IFRS第13号は、公正価値で投資を測定する際に使用される市場価格の観察可能性レベルに優先順位をつけ、ランク付けする階層的開示の枠組みを確立している。市場価格の観察可能性は、投資の種類や投資特有の特性など、いくつかの要因に影響される。

投資先ファンドへの投資の評価

当ファンドの投資先ファンドへの投資は、各投資先ファンドの募集書類の条件に従う。投資先ファンドへの投資は、投資先ファンドの管理会社が決定した、各投資先ファンドの当該受益証券の最新の償還価格に

に基づいて評価される。当ファンドは、投資先ファンドから入手した報告情報の詳細を検討し、以下を考慮する。

- ・投資先ファンド又はその原投資の流動性
- ・提供される純資産価額（NAV）の起算日
- ・償還に関する制限
- ・会計の基礎、及び会計の基礎が公正価値以外の場合には、投資先ファンドのアドバイザーが提供する公正価値についての情報

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類される投資先ファンドへの投資で、入手可能な相場価格がないものの公正価値は、当該ファンドの各管理事務代行者が報告する現在の純資産価額、又は1口当たり純資産価額に基づく。

2026年6月30日現在、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の100%（2025年12月31日：100%）は、上記の方針に従って公正価値が設定された投資先ファンドへの投資である。投資先ファンドの投資証券は公開取引されていないため、当ファンドによる償還は、各投資先ファンドの募集要項に定められた償還日に、必要な通知期間に従ってのみ可能である。当ファンドが投資先ファンドへの投資の償還を要求する権利の頻度は、償還によって異なる場合がある。その結果、投資先ファンドの帳簿価額は、最終的に償還時に実現される価額を示していない可能性がある。さらに、当ファンドが投資している投資先ファンドに投資している他の投資家の行動により、当ファンドが重大な影響を受ける可能性がある。

投資先ファンドは活発な市場で取引されておらず、その公正価値は評価技法を用いて決定される。評価額は主に、投資先ファンドの管理事務代行者が報告した、投資先ファンドの入手可能な最新の純資産価額に基づいている。

IFRS第13号では、当ファンドに対して公正価値測定を行う際に使用されるインプットの重要性を反映した公正価値ヒエラルキーを用いて公正価値測定を分類することが要求されている。公正価値ヒエラルキーには以下のレベルがある。

- ・レベル1のインプットは、企業が測定日において入手可能な、活発な市場における同一の資産又は負債の相場価格（調整前）
- ・レベル2のインプットは、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産又は負債について直接又は間接的に観察可能なインプット
- ・レベル3のインプットは、資産又は負債について観察可能でないインプット

公正価値測定全体を分類する公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値測定全体にとって重要性のある最低レベルのインプットに基づいて決定される。この目的のため、インプットの重要性は、公正価値測定全体に対して評価される。公正価値測定が観察可能なインプットを使用しており、観察可能でないインプットに基づく重要な調整を必要とする場合、その測定はレベル3の測定となる。公正価値測定全体に対する特定のインプットの重要性の評価には、資産又は負債に固有の要因を考慮した判断が求められる。

何が「観察可能」であるかの判断は、当ファンドによる重要な判断が求められる。当ファンドでは、観察可能なデータとは、容易に入手可能で、定期的に配布又は更新され、信頼性が高く検証可能で、独占的ではなく、市場取引によって裏付けられ、関連市場に積極的に関与している独立した情報源によって提供される市場データとみなしている。

以下の表は、2026年6月30日現在、公正価値で測定されるファンドの金融資産を公正価値ヒエラルキーで分析したものである。

米ドル	レベル1	レベル2	レベル3	合計
2026年6月30日（未監査）				
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
投資先ファンド	-	-	185,710	185,710
	-	-	185,710	185,710

以下の表は、2025年12月31日現在、公正価値で測定される当ファンドの金融資産を公正価値ヒエラルキーで分析したものである。

米ドル	レベル1	レベル2	レベル3	合計
2025年12月31日（監査済）				
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
投資先ファンド	-	-	178,242	178,242
	-	-	178,242	178,242

投資先ファンドは活発な市場で取引されておらず、各投資先ファンドの管理事務代行者から報告された投資先ファンドの純資産価額を用いて公正評価している。これらの投資先ファンドについて、経営陣は、当ファンドが財政状態計算書の日付の1口当たり純資産価額で投資先ファンドの投資を償還できたと考えている。

レベル3に分類された投資は、1本の投資先ファンドで構成されており、投資先ファンドの管理事務代行者が報告した純資産価額を参照して公正評価されている。

投資運用会社は、レベル3の評価を定期的に見直し、業界内で一般的に標準的と認識されている様々な評価方法及び評価技法を用いて、評価モデルのインプット及び評価結果の妥当性を検討している。最も適切な評価モデルを選択する際、投資運用会社はバックテストを実施し、歴史的にどのモデルの結果が実際の市場取引に最も近いかを検討している。

レベル3のヒエラルキー内の観察不能なインプットの著しい変動に対する感応度分析

2026年6月30日及び2025年12月31日現在、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類され、公正価値測定に使用される観察可能でない重要なインプット及び定量的感応度分析は以下のとおりである。

説明	2026年6月30日時点 の公正価値 (米ドル) (未監査)	評価技法	観察可能でない インプット	合理的に 起こりうる 変動+/- (絶対値)	評価額の変更 +/-
プリズム・ インカム・ ファンド	185,710	純資産価額	該当なし	該当なし	該当なし

説明	2025年12月31日時点 の公正価値 (米ドル) (監査済)	評価技法	観察可能でない インプット	合理的に 起こりうる 変動+/- (絶対値)	評価額の変更 +/-
プリズム・ インカム・ ファンド	178,242	純資産価額	該当なし	該当なし	該当なし

評価技法

当ファンドの投資運用会社は、この投資先ファンドの評価に使用される評価技法とインプットが合理的で適切であることを確認するため、この投資先ファンドの純資産価額を公正価値測定のインプットとして使用する場合がある。このようなファンドの投資証券の取引は定期的に発生するものではない。この公正価値を測定するにあたり、投資先ファンドの純資産価額は、償還の制限、ロックアップ期間、将来のコミットメント、及び投資先ファンドと投資運用会社のその他の特定の要因を反映するため必要に応じて調整される。

評価プロセス

受託会社は、投資市場に関する知識に基づき、最新の評価額を検討した。評価査定は公開情報に基づいて行われ、2026年6月30日及び2025年12月31日現在の既存の事実と状況を反映している。評価査定はまた、投資運用会社が実施するクオリティ・レビュー手続きの対象となる。投資運用会社は、評価計算の情報を関連文書及び市場情報と一致させることにより、直近の評価で適用した主要なインプットを検証する。

以下の表は、2026年6月30日及び2025年12月31日現在のレベル3の商品の公正価値のすべての変動に関する調整表である。

米ドル	2026年6月30日 (未監査)	2025年12月31日 (監査済)
期首残高	178,242	128,247
投資ファンドの購入	-	38,357
投資ファンドの売却	-	-
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の純未実現利益	7,468	11,638
期末残高	185,710	178,242
期末時点で保有し、純損益を通じて公正価値で測定される 金融資産の純未実現評価益に含まれるレベル3の資産の 未実現評価損益の変動	7,468	11,638

2026年6月30日に終了した期間及び2025年12月31日に終了した年度において、レベル間の移動はなかった。

10. 報告日以降の出来事

取締役は、継続企業としての前提に重要な疑義を生じさせるような不確実性が存在しないことを確認しており、また、報告日から当中間財務書類の承認日までの間に、その他の重要な事象は発生していないと認識している。

11. 中間財務書類の承認

中間財務書類は2026年9月11日に受託会社により承認され、発行が許可された。

（２）【投資有価証券明細表等】

**ジュエル・ボックス・ファンド
投資有価証券明細表
2026年6月30日現在**

本ファンドの投資有価証券明細表等については、「（１）資産及び負債の状況」の項目に記載したファンドの
中間財務書類の注記9「公正価値の見積り」をご参照ください。

4 【管理会社の概況】

（１）【資本金の額】（2026年6月末日現在）

株式資本（140米ドル）及びその他の資本の合計額 462,000米ドル（約7,502万円）

発行済株式総数 普通株式140株（1株1米ドル）。

管理会社が発行する株式総数には上限はありません。

過去5年間に於いて、管理会社は、株式資本の増減を行っておりません。

その他の資本は2022年3月に100,000米ドル増加しました。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

管理会社は、バミューダ1981年会社法に基づき、2008年11月3日にバミューダで設立されました。管理会社は、バミューダ、ケイマン諸島及び米国に所在する投資ファンドに対して、ファンド・マネジメント業務、管理サービス及びリスク監視業務を提供しています。管理会社は、バミューダにおいてバミューダ金融庁にクラスB登録者として登録されており、かつ、米国商品先物取引委員会にコモディティー・プール・オペレーター及びスワップ・ファームとして登録されており、全米先物取引協会の会員です。管理会社は、エイペックス・グループ・リミテッドの一員です。

管理会社は、本信託証書に基づき、本受益証券の発行及び買戻し並びに本ファンドの資産の投資に責任を負っています。ただし、管理会社は、本ファンドの日常的な運営には関与せず、かつ、本信託証書の下で行使可能な権限に基づき、本ファンドの投資ポートフォリオの管理に関する権限と責任を投資運用会社に委任し、本受益証券の発行及び買戻しに関する一定の事務遂行権限を管理事務代行会社に委任しています。

管理会社は、受託会社とともに、委託先のパフォーマンスを定期的に見直しますが、委託先又は再委託先の行為又は不作為を理由に発生した本ファンドの損失については、管理会社に委託先の任命における詐欺行為又は故意若しくは過失がない限り、責任を負いません。

管理会社又は受託会社ではなく、投資運用会社が、本書に記載された投資目的、戦略、制限に従って本ファンドを管理・投資する責任を負っています。

2026年6月末日現在、管理会社は、純資産価額の総額39億5,000万米ドルの管理をしており、以下の投資信託の管理及び運用を行っています。

国別（設立国）	種別	ファンドの本数	純資産価額の合計	
バミューダ	セグリゲートド・アカウント・カンパニー	12	米ドル	914,713,160
ケイマン諸島	ユニット・トラスト	4	米ドル	570,558,445
	有限責任会社	2	米ドル	1,235,678,279
	セグリゲートド・ポートフォリオ・カンパニー	28	米ドル	1,119,089,027
米国	シリーズ有限責任会社	10	米ドル	106,923,201

（３）【その他】

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社及び本ファンドに重要な影響を与えた事実、又は与えると予想される事実はありません。

5 【管理会社の経理の概況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」といいます。）に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における監査人であり、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）（その後の改正を含みます。）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるデロイト・オーディット・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けています。当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものが当該財務書類に添付されています。
- c. 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本文の財務書類には2026年6月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝162.39円）で換算された円換算額が併記されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（1）【資産及び負債の状況】

エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド
財務状態計算書
2025年12月31日

		2025年12月31日		2024年12月31日	
	注記	米ドル	千円	米ドル	千円
資産及び負債					
非流動資産					
子会社への投資	10	600	97	600	97
		600	97	600	97
流動資産					
売掛金及びその他の債権	12	1,416,779	230,071	1,126,578	182,945
現金及び現金同等物	17	68,806	11,173	125,774	20,424
		1,485,585	241,244	1,252,352	203,369
資産合計		1,486,185	241,342	1,252,952	203,467
流動負債					
買掛金及びその他の債務	13	138,154	22,435	180,258	29,272
その他の金融債務	14	206,589	33,548	529,123	85,924
当期税金負債	9	174,243	28,295	-	-
負債合計		518,986	84,278	709,381	115,196
純資産		967,199	157,063	543,571	88,270
資本					
株式資本	15	140	23	140	23
その他の資本	16	461,860	75,001	461,860	75,001

利益剰余金	505,199	82,039	81,571	13,246
資本合計	967,199	157,063	543,571	88,270

本財務書類は、2026年6月11日に取締役会によって承認され、発行が認められ、以下が代表して署名しました。

取締役 ウィリアム・デイビッド・ウィギン

財務書類の注記は、財務書類の不可欠な一部をなしています。

（２）【損益の状況】

エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド 損益その他包括利益計算書 2025年12月31日

	注記	2025年		2024年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益	5	2,510,667	407,707	2,276,672	369,709
その他の営業利益	6	146,777	23,835	256,101	41,588
		2,657,444	431,542	2,532,773	411,297
営業費用					
人件費	8	408,567	66,347	401,775	65,244
その他の営業費用	7	1,050,106	170,527	1,231,084	199,916
費用合計		1,458,673	236,874	1,632,859	265,160
税引前利益		1,198,771	194,668	899,914	146,137
法人所得税費用	9	(175,143)	(28,441)	(7,200)	(1,169)
当期利益／当期包括利益／損失合計		1,023,628	166,227	892,714	144,968

財務書類の注記は、財務書類の不可欠な一部をなしています。

エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド 株主持分変動計算書 2025年12月31日

	株式資本		その他の資本		利益剰余金		資本合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2024年1月1日現在	140	23	461,860	75,001	38,857	6,310	500,857	81,334
当期利益／								
当期包括利益合計	—	—	—	—	892,714	144,968	892,714	144,968
配当金（注記11）	—	—	—	—	(850,000)	(138,032)	(850,000)	(138,032)

2025年1月1日現在	140	23	461,860	75,001	81,571	13,246	543,571	88,270
当期利益／								
当期包括利益合計	—	—	—	—	1,023,628	166,227	1,023,628	166,227
配当金（注記11）	—	—	—	—	(600,000)	(97,434)	(600,000)	(97,434)
2025年12月31日現在	140	23	461,860	75,001	505,199	82,039	967,199	157,063

財務書類の注記は、財務書類の不可欠な一部をなしています。

エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド
キャッシュ・フロー計算書
2025年12月31日

	2025年		2024年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動から生じた キャッシュ・フロー				
当期包括利益合計	1,023,628	166,227	892,714	144,968
売掛金及びその他の債権の変動	(290,201)	(47,126)	(309,457)	(50,253)
買掛金及びその他の債務の変動	132,139	21,458	(28,767)	(4,671)
その他の金融負債の変動	(322,534)	(52,376)	330,514	53,672
営業活動から生じた ネット・キャッシュ	543,032	88,183	885,004	143,716
金融活動で使用された キャッシュ・フロー				
一般株主への配当金支払い	(600,000)	(97,434)	(850,000)	(138,032)
金融活動で使用された ネット・キャッシュ	(600,000)	(97,434)	(850,000)	(138,032)
現金及び現金同等物の純増減	(56,968)	(9,251)	35,004	5,684
現金及び現金同等物の期首残高	125,774	20,424	90,770	14,740
現金及び現金同等物の期末残高（注記17）	68,806	11,173	125,774	20,424

財務書類の注記は、財務書類の不可欠な一部をなしています。

エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド
財務書類に対する注記
2025年12月31日

1. 一般的な情報

エマージング・アセット・マネージメント・リミテッド（以下「当社」といいます。）は、バミューダで2008年11月3日に設立されました。当社は1981年バミューダ会社法に基づいて設立されました。当社は、バミューダにおける2003年投資業法第13条に基づき、クラスB登録事業者として認定されています。

当社は、新興のファンド・マネージャーが低コストかつ低リスクの方法で事業を始められるよう、プラットフォームにファンド・マネジメント・サービスを提供しています。

報告日現在、当社は、次のプラットフォーム及びファンドのインベストメント・マネージャーを務めています。

- －エマージング・マネージャー・プラットフォーム・リミテッド
- －エマージング・マネージャー・プラットフォーム（２）・リミテッド
- －ケイマン・エマージング・マネージャー・プラットフォーム・エスピーシー
- －ケイマン・エマージング・マネージャー・プラットフォーム（２）エスピーシー
- －ケイマン・エマージング・マネージャー・プラットフォーム（３）エスピーシー
- －フルミニス・エマージング・マネージャー・プラットフォーム・エスピーシー
- －ビーシーエー・インターメディアリー・ファンド・エルエルシー
- －बीジー・インターメディアリー・ファンド・エルエルシー（2025年6月1日運用開始）

当社が完全所有する子会社イーエーエム（ユーエスエー）リミテッドは、次のプラットフォームの管理業務を担っています。

- －エマージング・マネージャー・プラットフォーム・エルエルシー

また、当社は、ケイマン諸島法に準拠する免除信託であり、ケイマン諸島金融庁にミューチュアル・ファンド法に基づき登録されているジュエル・ボックス・ファンドに運用会社サービスを提供しています。また、当社は、ケイマン諸島法に準拠する免税信託であり、ケイマン諸島金融庁にミューチュアル・ファンド法に基づき登録されているオー・イー・カナル・アンブレラ・トラストに対しても、運用会社サービスを提供しています。当社は、オー・イー・カナル・アンブレラ・トラストについて、現在、3つのシリーズ・トラストに対して役務を提供しており、各シリーズ・トラストは、信託証書及び各補足信託証書の条項に基づく、それぞれ独立した別個のユニット・トラストです。2025年に設立された3つのシリーズ・トラストは以下のとおりです。

- グローバル・バリュー・フィーダー・トラスト（2025年2月設立）
- ゴラブ・キャピタル・プライベート・クレジット・トラスト（2025年6月設立）
- マルチ・プライベート・アセット・フィーダー・トラスト（2025年10月設立）

2. 作成の基礎

これらの非法定財務書類は、当社の個別の非法定財務書類になります。グループ子会社が、当該期間、業務を行っておらず、結果としてグループの決算結果が当社のものと実質的に違いがなかったため、当社の取締役は、国際会計基準第10号―連結財務諸表で要求されている2025年12月31日に終了する年度の連結財務書類を作成しないことを選択しました。

その他の全てに関し、個別の非法定財務書類は国際財務報告基準（IFRS）会計基準及び取得原価基準に従って作成されています。採用した重要な会計方針は以下の通りです。

2. 作成の基礎（続き）

見積り及び判断の使用

IFRSに準拠した財務諸表を作成するにあたり、経営者には、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告金額に影響を与える判断、見積り及び仮定を行うことが要求されます。実際の結果は、これらの見積りと異なる可能性があります。

見積り基礎となる仮定は継続的に見直されます。会計上の評価の修正は、当該見積りの修正が行われる期間及び影響を受ける将来の期間について認識します。

取締役会の意見によれば、財務書類の作成過程で行われた会計上の見積り及び判断は、IAS第1号（改訂）の要求に関して重要かつ重大であると説明するほど困難、主観的、又は複雑なものではありません。

3. 重要な会計方針

子会社への投資

子会社とは、当社が支配する事業体です。当社は、当社が投資先への関与により変動するリターンにさらされている、又はその権利を有している場合で、投資先への権限によりそのリターンに影響を与える能力を有している場合に投資先をコントロールします。

子会社への投資は、直接資本持分にに基づき会計処理され、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で表記されます。投資からの配当は純損益として認識されます。

その他の金融商品

金融資産及び金融負債は、当社が金融商品の契約条項の当事者となった時点で認識されます。金融資産及び金融負債は、純損益を通じた公正価値で分類されない全ての金融資産又は金融負債について、公正価値に直接起因する取引費用を加算した金額で当初認識されます。

金融資産及び金融負債は、当社が、認識された金額を相殺する法的強制力のある権利を有する場合で、純額基準で決済すること、又は資産の実現と負債の決済を同時に行うことのいずれかを意図しているときに、相殺され、純額が財政状態計算書に表記されます。

金融資産は、金融商品からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した時点、又は事業体が金融資産を移転し、その移転が認識中止の要件を満たした時点で認識を中止します。

金融負債は消滅した時点で認識を中止します。これは、契約で特定された債務が免責、取消し、又は失効した場合に発生します。

資本性金融商品とは、当社の全ての負債を控除した後の当社の資産に対する残存持分を証する契約のことです。資本性金融商品は、受領した手取金を、直接発行費用を控除して計上されます。

3. 重要な会計方針（続き）

その他の金融商品（続き）

a) 金融資産

当社は、金融資産を、次の両方に基づき、償却原価で事後測定する方法とFVTPLで測定する方法で分類しています。

- ・ 金融資産を管理する当社のビジネス・モデル、及び
- ・ 金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性

その結果、認識された金融資産は、その全体を償却原価又は公正価値のいずれかで事後測定されます。

償却原価による金融資産

金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的としたビジネス・モデルにより保有され、その契約条件が特定日に元本及び未払元本額にかかる利息の支払のみのキャッシュ・フローを生じさせる場合、償却原価で測定されます。償却原価で測定される金融資産には、売掛金及びその他の債権（契約済みで期末までに交付されない取引の未収入額を表す）並びに現金及び現金同等物が含まれます。

金融資産を管理するためのビジネス・モデルの評価は、金融資産の分類において基礎的です。当社は、特定の事業目的を達成するために、どのように金融資産グループがまとめて管理されるかを反映するレベルでビジネス・モデルを決定しています。

償却原価による金融資産について、予想される信用損失（以下「ECLs」といいます。）に関する当社の会計方針に従って、ECLsに対する適切な引当金が純損益で認識されています。

b) 金融負債及び持分

（i）買掛金及びその他の債務

買掛金及びその他の債務は、流動負債に分類され、額面価額で表記されます。

(ii) 会社発行の株式

当社によって発行された普通株式は、資本性金融商品として分類されます。

3. 重要な会計方針（続き）

減損

当社は、ECLsに対する損失評価引当金を、次の通り認識します一償却原価による金融資産。

IFRS第9号に基づき、損失評価引当金は、次のいずれかの基準で測定されます。

- ・ 12ヵ月ECLs：報告日後12ヵ月間に起こりうる全てのデフォルト事象に起因するECLs
- ・ 残存期間ECLs：予想残存期間に起こりうる全てのデフォルト事象に起因するECLs

当社は、次の12ヵ月ECLsで測定されるものを除き、残存期間ECLsと同額で損失評価引当金を測定します。

- ・ 報告日において信用リスクが低いと判断された金融資産、及び
- ・ 当初認識から信用リスク（金融商品の予想残存期間中に発生する不履行リスク等）が著しく増大していないその他の金融資産

金融商品は、i)金融商品の不履行リスクが低い場合、ii)借主が短期的に契約上のキャッシュ・フロー債務を果たす能力が高い場合、iii)長期的な経済状況・事業環境の悪化が、借主の契約上のキャッシュ・フロー債務を履行する能力を低下させる可能性があるものの、必ずしも低下させるわけではない場合、低い信用リスクを有すると判断されます。当社は、世界的に理解されている定義により、金融資産が「投資適格」の内部又は外部の信用格付けを有する場合、低い信用リスクを有すると考えます。適用される限度で、当社は、金融資産の分類のうち銀行預金に低い信用リスクの仮定を適用しています。

当初認識から金融資産の信用リスクが著しく増大したかどうか決定する時及びECLsを見積もる時、当社は、関連性のあって過度な費用や労力を要せずに入手可能な合理的かつ裏付け可能な情報を考慮します。この点に関し、当社は、相手方当事者の信用力を適宜分析する内部信用評価システムを導入しています。当該信用評価システムは、当社の過去の経験及び情報に基づく信用評価に基づく定量的及び定性的な情報及び分析の両方を考慮し、また、相手方当事者のマクロ経済的な状況も考慮しています。

当社は、金融資産が支払期日を30日超過した場合に、金融資産の信用リスクが著しく増大したと仮定することにより、IFRS第9号の反証可能推定を選択しています。

さらに、低い信用リスクの仮定が適用されていない限り、相手方当事者が信用スコア評価に基づき2段階（又はそれ以上）格下げとなった場合、当社は、金融資産の信用リスクが著しく増大したとみなします。

3. 重要な会計方針（続き）

減損（続き）

さらに当社は、次の場合、金融資産が不履行に陥ったと考えます。

- ・ 借主が、当社に対する信用債務を、当社による担保実行（もし保有している場合）等の措置の遡及なしに全額支払う見込みがない場合、又は
- ・ 金融資産の支払期日を90日超過した場合

ECLsを見積られる時に考慮する最大期間は、当社が信用リスクにさらされる最大の契約期間です。

金融資産は、当該金融資産の将来キャッシュ・フローの見積りに悪影響を及ぼす一つ以上の事象が発生した場合に、信用が毀損します。金融資産の信用が毀損している証拠には、次の事象に関する観察可能なデータが含まれます。

著しい財政難、債務不履行や支払期日を超過する等の契約違反、借主の貸主による、借主の財政難に関連した経済的若しくは契約上の理由により、そうでなければ貸主が考えないような借主への譲歩の供与、借主が破産若しくは財政的な更生に入る可能性が高まったこと、又は財政難を原因とした当該金融資産の活発な市場の消滅。

当社は、相手方当事者が深刻な財政難に陥っており、現実的な回復の見込みがないことを示す情報がある場合、例えば、相手方当事者に清算が実施された場合又は破産手続きに入った場合、金融資産を償却します。金融資産において、信用損失とは、契約に従って当社に支払われる全ての契約上のキャッシュ・フローと、当社が受領すると見込む全てのキャッシュ・フローとの差額を、当初の実効金利で割り引いたものです。ECLsは、関連する債務不履行発生リスクをウェイトとした信用損失の加重平均を示しています。

収益の認識

当社の収益は、主に投資ファンドに対する投資運用サービスで構成されています。契約の大半は固定報酬を定めています。そうでない場合は、運用資産に基づきベシスポイントで算出されます。

収益は、付加価値税その他売上税を控除した取引価格で測定されます。

取引価格は、各履行義務の個別販売価格に基づき各履行義務に配分されています。収益は、当社の各履行義務が充足され、次の基準が満たされた時点で認識されます。

- ・ 契約の当事者が契約を承認した場合
- ・ 当社が、移転されるサービスに関して、各当事者の権利を識別できる場合
- ・ 当社が、移転されるサービスの支払い条件を識別できる場合
- ・ 契約に商業的実質がある場合
- ・ 当社が移転されたサービスの対価を回収する可能性が高い場合

3. 重要な会計方針（続き）

収益の認識（続き）

当社は、期間の定めのない契約を通じて、資産運用サービスを提供しています。

当該サービスは、サービスが提供されるに伴い、時間をかけて充足される履行義務として認識されます。「必要に応じて」提供される一定の履行義務がありますが、作業の大部分は定期的に行われ、履行義務間で費用の内訳はありません。

収益は、顧客がサービスの提供と同時にサービスを受領し消費するとみなされるため、契約期間にわたって均等に認識されます（月次ベース等）。

収益は、当社が履行義務を充足した時点（月次ベース）で認識されます。

税金

2023年12月27日、2023年バミューダ法人所得税法（以下「バミューダCIT法」といいます。）が制定されました。バミューダCIT法により、直前の4事業年度のうち少なくとも2事業年度において年間連結収益が7億5,000万ユーロ以上である多国籍企業（以下「MNE」といいます。）グループの構成事業体であるバミューダ所在の事業体に対し、15%の法人所得税が導入されました。バミューダ法人所得税は、2025年1月1日以後に開始する事業年度から適用されます。当社は、上記の基準を満たしているため、バミューダ法人所得税の適用対象となります。

当社は英国の歳入関税庁（HM Revenue & Customs）に対して支払うべき法人所得税を計上しています。法人所得税は、英国に所在する当社従業員が生み出す所得に対する貢献に基づいています。その結果、経営陣は、財務書類において、英国に支払うべき所得税についての引当金を設けています。

為替換算

当社の財務書類は、当社が事業を行っている主要な経済環境の通貨である米ドルを機能通貨として表示させています。機能通貨以外の通貨建ての取引は、取引日に使用される為替レートで換算されます。機能通貨以外の通貨建ての貨幣性資産及び負債は、期末に使用される為替レートで機能通貨に再換算されます。貨幣性項目の決済及び再換算時に発生する為替差額は、純損益及びその他の包括利益の計算書で処理されます。

為替差損益（純額）は、その他の営業費用として分類されます。

現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、要求払預金により構成されています。

配当金

資本性金融商品の保有者に対する配当金は、それが宣言された期間に負債として認識され、資本に直接借方記入されます。

4a. IFRS会計基準の初年度適用

国際会計基準審議会（IASB）により公表された既存基準の以下の改訂が、当年度に発効しています。

IAS第21号 — 外国為替レート変動の影響「交換可能性の欠如」の改定

本改訂では、ある通貨が他の通貨と交換可能な時期、並びに交換不能な場合に企業が適用すべき為替レートを決定しない時期及び方法を明確化しています。また、通貨が交換不能な時の通貨に関する新たな開示要件も導入されています。

これらの改訂は、本財務書類に重大な影響を与えておらず、したがって追加の開示は行っていない。

4b. 発行済みでまだ効力が発生していないIFRS

当社は、発行済みでまだ効力の発生していない新規及び改訂IFRSをまだ適用していません。これらは2024年1月1日以降に開始する会計期間に適用されます。

年次改善 — 第11集

国際会計基準審議会（IASB）は、会計基準の定期的な見直しの一環として、IFRS会計基準及び関連ガイダンスに対する範囲の限定的な改訂案を公表しています。年次改善は、IFRS会計基準における文言の明確化、又は会計基準間の要件間に生じた比較的軽微な予期せぬ影響、見落とし、又は矛盾の修正に限定されています。これらの年次改善は、2026年1月1日以後に開始する事業年度から効力が発生します。

IFRS第9号の改訂 — 金融商品の分類及び測定に関する改訂

金融商品の分類及び測定に関する改訂（IFRS第9号及び第7号の改訂）は、2026年1月1日以後に開始する事業年度から効力が発生する予定です。本改訂は、金融商品に関する重要な明確化及び追加的な開示要件を導入するものです。

電子決済による金融負債の認識の中止：本改訂では、現金による電子決済が予定されている金融負債（又はその一部）について、特定の要件が満たされた場合、決済日前であっても当該負債の認識が中止されたとみなすことが認められます。要件には、企業が当該現金にアクセスしたり、引き出したり、支払指図を停止・取消する実行可能性を有していないこと、また重大な決済リスクが存在しないことが含まれます。

4b. 発行済みでまだ効力が発生していないIFRS（続き）

IFRS第9号の改訂 — 金融商品の分類及び測定に関する改訂（続き）

本改訂では、金融資産の契約キャッシュ・フローが元本及び利息の支払いのみで構成されるか否かの判断基準について明確化され、より具体的な例示がIFRS第9号に追加されました。以下の点の評価に関する追加ガイダンスが示されています。

- 契約条件が基本的な貸付契約と整合しているか
- ノンリコース条項を有する資産
- 契約上連動する金融商品

また、本改訂により開示要件が追加されました。企業は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定することを指定した株式投資に関して、追加的な開示を行うことが求められます。さらに、本改訂は、基本的

な貸付リスク及びコストの変動に直接関連しない偶発事象の発生（又は不発生）により、契約キャッシュ・フローの時期又は金額が変更される可能性のある契約条項に関する新たな開示要件を導入しています。

IFRS第18号 — 財務諸表における表示及び開示

IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」は、一般目的財務諸表における情報の表示及び開示に関する要求事項を定めるものであり、企業の資産、負債、資本、収益及び費用を忠実に表現する関連性のある情報が提供されることを確保することを目的としています。IFRS第18号は、国際財務報告基準に従って作成及び表示される全ての財務諸表に適用され、IAS第1号「財務諸表の表示」に置き換わるものです。なお、IAS第1号の既存の要求事項の多くを維持しつつ、以下の主要な変更を導入しています。

— 損益計算書において、特定の区分及び定義された小計を表示すること。なお、主たる事業活動が資産への投資及び／又は顧客への資金提供である銀行及び類似の企業については、特別な規則が適用されます。

— 財務諸表の注記において、経営者が定義した業績指標に関する開示を行うこと。この場合、かかる代替的な業績指標に関する情報は、単一の注記に表示しなければならず、当該注記には、IFRS第18号に列挙されている最も直接的に比較可能な小計との調整表等を含める必要があります。

— 項目が類似又は非類似の特徴を有するかどうかを評価する際に考慮すべき特徴を含めることにより、集約及び分解の改善を図ること。

本基準は、2027年1月1日以後に開始する年次報告期間から遡及適用することが義務付けられています。その旨を開示することを条件として、早期適用も認められています。

当社は、該当する場合、これらの基準が発効した時点でこれらを適用する予定です。取締役会は、IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」を除き、これらの改訂の適用が、初度適用期間における当社の財務諸表への影響は、重要性を有するものではないと見込んでいます。

5. 収益

収益は、期中に提供したサービスに対する受取金を表象し、次の通りです。

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
マネジメント・プラットフォーム報酬	2,510,667	2,276,672

6. その他の営業利益

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
ファンド設立報酬	131,800	236,101
ファンド償還報酬	7,500	20,000
その他報酬	7,477	—
	146,777	256,101

7. その他営業費用

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
監査人報酬	16,800	15,361
銀行手数料	8,822	8,809
会社報酬	84,595	158,517
規制関連手数料	89,568	—

ファンド償還費用	4,836	1,643
ファンド設立費用	58,541	142,391
第三者に対する助言報酬	377,315	589,797
グループ間費用	219,428	168,362
健康保険料	31,535	26,088
弁護士費用	7,802	16,120
旅費及びマーケティング費用	1,623	2,783
賃料含む事務所費用	23,983	23,740
専門家報酬	116,160	77,810
純外国為替損失／（利益）	6	(621)
その他の営業費用	9,092	284
	1,050,106	1,231,084

8. 人件費及び従業員情報

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
人件費：		
賃金・給料・税金	392,550	379,461
裁量賞与	16,017	22,314
	408,567	401,775

執行取締役を含む平均従業員数は4名（2024年－4名）

9. 法人所得税

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
当期税金：15%（2024年：0%）	175,143	-
税金合計	175,143	-

当社は、バミューダ法人所得税制度に基づき利用可能な移行調整について、期首税務上の繰越欠損金及び経済移行調整（Economic Transition Adjustment）（以下「ETA」といいます。）を含めて検討しました。経営陣の評価に基づき、当社において利用可能な期首税務上の繰越欠損金はなく、また、2023年9月30日現在で必要とされる評価が実施されていないこと、及び経営陣は関連資産により償却可能な税務基準額が大幅に増加することを見込んでいないことから、ETAは認識されていません。したがって、これらの移行調整に関して、繰延税金資産又は繰延税金負債は認識されていません。

2025年12月31日に終了した年度における当社の財務実績及び経営陣の現時点における見積りに基づき、見込まれるバミューダ法人所得税費用は約175,143米ドルと算定されます。2025年12月31日現在の未払額は174,243米ドルです。

10. 金融資産

2025年12月31日現在及び2024年12月31日現在、当社は、新興のファンド・マネージャーがファンド業界に参入するためのプラットフォームとしての役割を担う6つの事業体に投資を行っています。当社はまた、米国に所在するプラットフォームの投資及び管理運営を主な事業とする子会社にも投資しています。

	投資 米ドル
帳簿価格	
2024年1月1日現在	600
追加	—
2024年12月31日／2025年12月31日現在	600

当社が直接保有している関連会社及び子会社は次のとおりです。

	設立地	所有権（％）
エマージング・マネージャー・プラットフォーム・リミテッド	バミューダ	100
エマージング・マネージャー・プラットフォーム2・リミテッド	バミューダ	100
ケイマン・エマージング・マネージャー・プラットフォーム・エスピーシー	ケイマン諸島	100
ケイマン・エマージング・マネージャー・プラットフォーム（2）・エスピーシー	ケイマン諸島	100
ケイマン・エマージング・マネージャー・プラットフォーム（3）・エスピーシー	ケイマン諸島	100
イー・エイ・エム（ユーエスエー）・リミテッド	バミューダ	100

11. 配当金

報告期間中、当社は取締役会の承認に基づき、年間を通じて60万米ドル（2024年：85万米ドル）の配当金を支払いました。

12. 売掛金及びその他の債権

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
関連当事者が支払うべき金額	1,064,422	876,330
株主が支払うべき金額	100,000	100,000
前払金	187,291	148,362
その他の債権	65,066	1,886
	1,416,779	1,126,578

関連当事者に対する支払額の条件は注記18に開示されています。

13. 買掛金及びその他の債務

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
買掛金及びその他の債務	138,154	180,258

買掛金及びその他の債務に利息はかかりません。

14. その他の金融負債

	2025年	2024年
--	-------	-------

	米ドル	米ドル
関連当事者に支払うべき金額	600	600
関連会社に支払うべき金額	205,989	528,523
	<u>206,589</u>	<u>529,123</u>

関連当事者に支払うべき金額の条件は注記18に開示されています。

15. 株式資本

	普通株式 2025年 米ドル	普通株式 2024年 米ドル
2024年12月31日／2025年12月31日発行済	<u>140</u>	<u>140</u>

2025年12月31日及び2024年12月31日において、授權株式資本は額面 1 米ドルの普通株式140株で構成されています。全株式が発行され、払い込まれました。

16. その他の資本

	2025年12月31日 米ドル	2024年12月31日 米ドル
その他の資本	<u>461,860</u>	<u>461,860</u>

2017年8月29日に、当社の全株式は、新しい直接親会社であるジー・シー・アジャイル・インターミディエイト・ホールディングス・リミテッド（GC Agile Intermediate Holdings Limited）によって取得されました。その結果、当時の既存優先株主からの未収金は349,960米ドルとなりました。

その他の資本のうち111,900米ドル（2024年－111,900米ドル）に相当する部分は、株主からの資本拠出を表象しています。これには、当社が管理会社サービスを提供するための日本における要件を満たすために2022年に追加拠出された100,000米ドルが含まれます。当該金額は無担保・無利息であり、当社のオプションで返済されます。

17. 現金及び現金同等物

キャッシュ・フロー計算書に含まれる現金及び現金同等物は、財務状態計算書において次の金額を構成しています。

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
銀行預金及び手元現金	<u>68,806</u>	<u>125,774</u>

銀行預金は、銀行の預金金利に基づく変動金利で利息がつきます。

18. 関連当事者の開示

当社の直接親会社は、ジーシー・アジャイル・インターミディエイト・ホールディングス・リミテッド（GC Agile Intermediate Holdings Limited）であり、最終親会社は、エイペックス・グループ・エルティディ（Apex Group Ltd.）です。

注記14に開示されている関連当事者に支払うべき金額には、管理下にあるプラットフォームに支払うべき金額と、会社間のリチャージのために関連会社に支払うべき金額が含まれます。

当年度中、当社は、次の通り、関連当事者と取引を行いました。

	2025年1月1日－ 2025年12月31日 米ドル	2024年1月1日－ 2024年12月31日 米ドル
収益：		
管理下のプラットフォームとの関連当事者の取引	2,510,667	2,276,672
その他の営業利益：		
管理下のプラットフォームとの関連当事者の取引	139,300	256,101
その他の営業費用及び人件費：		
関連会社と関連当事者との取引	680,147	615,374
運用プラットフォームと関連当事者の取引	244,903	194,319

19. 金融資産及び金融負債の公正価値

2025年12月31日及び2024年12月31日現在、流動資産及び流動負債に分類される金融資産及び金融負債の簿価は、これらの資産及び負債の満期が短期であるため、それぞれ公正価値に近似しています。

20. 金融リスク管理

リスクにさらされること及びリスクの発生の仕方は、リスクを管理し測定するための当社の目的、方針及びプロセスとともに、以下により詳細に開示されています。

金融リスクを管理するための目的、方針及びプロセス並びに当該リスクを測定するために使用される方法は、継続的な改善及び発展が条件となります。

適用のある場合、当社の金融リスクへのエクスポージャー又はこれらのリスクを管理及び測定する方法における重要な変更は以下に開示されます。

可能である場合、当社は、リスクの集中を低減し、コントロールすることを目指します。金融リスクの集中は、類似した特性の金融商品が経済的又はその他の要因の変化によって同じ方向に影響を受けることにより発生します。類似の特性を共有する金融商品に関連するリスク・エクスポージャーの金額は、財務書類の注記においてより詳細に開示されています。

信用リスク

当社に潜在的に信用リスクの集中をさせる金融資産は、主に債権及び銀行預金で構成されます。

債権は、貸倒引当金を控除して表示しています。重要な会計方針で開示されている通り、IFRS第9号の条件により、当社は、ECLモデルを適用しています。債権に関する信用リスクは、与信管理手続により限定されています。事業の性質及び売掛債権残高が発生する結果から、債権に関する信用リスクは継続的に監視されています。

財務書類に計上されている売掛債権の帳簿価額（減損損失控除後）は、当社がまだ回収可能であると考え引当していません、支払期日を超過したと考えられる当社の売掛債権を表象しています。

当社は、財政状態及び過去の経験を考慮して、顧客の信用力を評価します。期中において、売掛債権に対する貸倒引当金は認識されていません（2024年－0米ドル）。

銀行預金は、ノーザン・トラスト・インターナショナル・バンキング・コーポレーションに所在しています。この金融機関は、スタンダード・アンド・プアーズによるA+（2024年：A+）の信用格付を有しています。

通貨リスク

外貨取引は、主にユーロ及び英国ポンドで構成されています。外貨取引により発生するリスクは、関連する為替レートの定期監視及び為替レートの重要な変動に対する経営者の対応により管理されています。通貨リスクは、財政状態の日において、重要でないと考えられています。

金利リスク

金利リスクとは、当社が保有する金融資産及び負債から生じる利息に関する金利の変動に関連するリスクです。銀行残高は、現在の市場金利で利息を得ながら保有する短期残高を表象し、取締役会は、当社の金利リスクに対するエクスポージャーが重要でないと考えています。

20. 金融リスク管理（続き）

流動性リスク

当社は、予測及び実績のキャッシュ・フローを監視することにより、ファンドの資金不足に対するリスクを監視し管理している。流動性リスクは、財政状態の日において、重要でないと考えられています。

キャピタル・リスク管理

資本を管理するときの当社の目的は、継続企業としての前提を保護すること及び負債と資本のバランスを最適化することにより、ステークホルダーへのリターンを最大化することです。

当社の資本構成は、注記17で開示されている現金及び現金同等物並びに財政状態計算書の資本の部に表示されている項目で構成されています。

当社の取締役は、当社の資本構造を管理し、経済状況や関連する法律の変更に照らして、調整を行います。資本構成は、継続的に見直されています。

21. 保証

当社の間接的親会社であるエイペックス・グループが前年度中に締結した信用供与に関連して、当社の全ての資産は、エイペックス・グループの貸主のため、担保に供されています。

22. 報告後の事象

報告期間後に本財務書類に開示又は修正を要する重要な事象は発生していません。

[次へ](#)

Emerging Asset Management Ltd.**Statement of financial position**

31 December 2025

	Notes	31 Dec 2025 USD	31 Dec 2024 USD
ASSETS AND LIABILITIES			
Non-current assets			
Investments in subsidiaries	10	600	600
		<u>600</u>	<u>600</u>
Current assets			
Trade and other receivables	12	1,416,779	1,126,578
Cash and cash equivalents	17	68,806	125,774
		<u>1,485,585</u>	<u>1,252,352</u>
Total assets		<u>1,486,185</u>	<u>1,252,952</u>
Current liabilities			
Trade and other payables	13	138,154	180,258
Other financial liabilities	14	206,589	529,123
Current tax liability	9	174,243	-
		<u>518,986</u>	<u>709,381</u>
Total liabilities		<u>518,986</u>	<u>709,381</u>
Net assets		<u>967,199</u>	<u>543,571</u>
EQUITY			
Share capital	15	140	140
Other equity	16	461,860	461,860
Retained earnings		505,199	81,571
		<u>967,199</u>	<u>543,571</u>
Total equity		<u>967,199</u>	<u>543,571</u>

These financial statements were approved by the board of directors, authorised for issue on 11 June 2026 and signed on its behalf by:

DocuSigned by:

 A7675A15967B43B...
Sir William David Wiggin
Director

The notes to the financial statements form an integral part of these financial statements.

Emerging Asset Management Ltd.**Statement of profit or loss and other comprehensive income**

Year ended 31 December 2025

	<i>Notes</i>	2025 USD	2024 USD
Revenue	5	2,510,667	2,276,672
Other operating income	6	146,777	256,101
		2,657,444	2,532,773
Operating expenses			
Staff costs	8	408,567	401,775
Other operating expenses	7	1,050,106	1,231,084
Total expenses		1,458,673	1,632,859
Profit before tax		1,198,771	899,914
Income tax expense	9	(175,143)	(7,200)
Profit/total comprehensive income/loss for the year		1,023,628	892,714

The notes to the financial statements form an integral part of these financial statements.

Emerging Asset Management Ltd.**Statement of changes in equity**

Year ended 31 December 2025

	Share capital USD	Other equity USD	Retained earnings USD	Total USD
Balance at 1 January 2024	140	461,860	38,857	500,857
Profit/total comprehensive income for the year	-	-	892,714	892,714
Payment of dividend (note 11)	-	-	(850,000)	(850,000)
Balance at 1 January 2025	140	461,860	81,571	543,571
Profit/total comprehensive income for the year	-	-	1,023,628	1,023,628
Payment of dividend (note 11)	-	-	(600,000)	(600,000)
Balance at 31 December 2025	140	461,860	505,199	967,199

The notes to the financial statements form an integral part of these financial statements.

Emerging Asset Management Ltd.**Statement of cash flows**

Year ended 31 December 2025

	2025 USD	2024 USD
Cash flows from operating activities		
Total comprehensive income for the year	1,023,628	892,714
Movement in trade and other receivables	(290,201)	(309,457)
Movement in trade and other payables	132,139	(28,767)
Movement in other financial liabilities	(322,534)	330,514
<i>Net cash from operating activities</i>	<u>543,032</u>	<u>885,004</u>
Cash flows used in financing activities		
Dividend payments to ordinary shareholders	(600,000)	(850,000)
<i>Net cash used in financing activities</i>	<u>(600,000)</u>	<u>(850,000)</u>
Net movement in cash and cash equivalents	(56,968)	35,004
Cash and cash equivalents at the beginning of the year	<u>125,774</u>	<u>90,770</u>
Cash and cash equivalents at the end of the year (note 17)	<u><u>68,806</u></u>	<u><u>125,774</u></u>

The notes to the financial statements form an integral part of these financial statements.

Emerging Asset Management Ltd.

Notes to the financial statements

31 December 2025

1. General information

Emerging Asset Management Ltd. (the 'Company') was incorporated in Bermuda on 3 November 2008. The Company was incorporated under the Bermudian Companies Act 1981. The Company is recognised as a Class B Registered Person pursuant to Section 13 of the Investments Business Act 2003 in Bermuda.

The Company provides fund management services to platforms to allow emerging fund managers to get started in the industry in a low-cost and low-risk way.

As at the reporting date, the Company acted as investment manager for the following platforms and Fund:

- Emerging Manager Platform Ltd
- Emerging Manager Platform (2) Ltd
- Cayman Emerging Manager Platform SPC
- Cayman Emerging Manager Platform (2) SPC
- Cayman Emerging Manager Platform (3) SPC
- Fulminis Emerging Manager Platform SPC
- BCA Intermediary Fund LLC
- BG Intermediary Fund LLC (commenced operations 1 June 2025)

The Company's wholly owned subsidiary, EAM (USA) Ltd., acts as Administrative Manager for the following platform:

Emerging Manager Platform LLC

In addition, the Company provides Management Company services to Jewel Box Fund, an exempted trust governed by the laws of the Cayman Islands and registered under the Mutual Funds Act with the Cayman Islands Monetary Authority. The Company also provides Management Company services to the OE Canal Umbrellas Trust, an exempted trust governed by the laws of the Cayman Islands and registered under the Mutual Funds Act with the Cayman Islands Monetary Authority. With respect to the OE Canal Umbrella Trust, the Company currently provides services to three Series Trusts, each of which are separate and distinct unit trusts upon the terms of the Deed and each Supplemental Trust Deed. The three Series Trusts were launched in 2025 as follows:

- Global Value Feeder Trust (launched February 2025)
- Golub Capital Private Credit Trust (launched June 2025)
- Multi Private Asset Feeder Trust (launched October 2025)

2. Basis of preparation

These non-statutory financial statements represent the separate non-statutory financial statements for the Company. The directors of the Company have elected not to draw up consolidated financial statements for the year ended 31 December 2025 as required by International Financial Reporting Standard 10 - *Consolidated Financial Statements* for its group as the group's subsidiaries did not operate during the year under review and accordingly the group's financial results are not materially different from those of the Company.

In all respects, these separate non-statutory financial statements have been prepared in accordance with IFRS Accounting Standards and on a historical cost basis. The material accounting policy information adopted are set out below.

Emerging Asset Management Ltd.

Notes to the financial statements

31 December 2025

2. Basis of preparation (continued)

Use of estimates and judgements

The preparation of financial statements in conformity with IFRSs requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of accounting policies and the reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. Actual results may differ from these estimates.

Estimates and underlying assumptions are reviewed on an on-going basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimates are revised and in any future periods affected.

In the opinion of the directors, the accounting estimates and judgements made in the course of preparing these financial statements are not difficult to reach, subjective or complex to a degree which would warrant their description as significant and critical in terms of the requirements of IAS 1 (revised).

3. Material accounting policy information

Investments in subsidiary

A subsidiary is an entity that is controlled by the Company. The Company controls an investee when the Company is exposed, or has rights, to variable returns from its involvement with the investee and has the ability to affect those returns through its power over the investee.

Investment in subsidiary is accounted for on the basis of the direct equity interest and is stated at cost less any accumulated impairment losses. Dividends from the investment are recognised in profit or loss.

Other financial instruments

Financial assets and financial liabilities are recognised when the Company becomes a party to the contractual provisions of the instrument. Financial assets and financial liabilities are initially recognised at their fair value plus directly attributable transaction costs for all financial assets or financial liabilities not classified at fair value through profit or loss.

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount presented in the statement of financial position when the Company has a legally enforceable right to set off the recognised amounts and intends either to settle on a net basis or to realise the asset and settle the liability simultaneously.

Financial assets are derecognised when the contractual rights to the cash flows from the financial assets expire or when the entity transfers the financial asset and the transfer qualifies for de-recognition.

Financial liabilities are derecognised when they are extinguished. This occurs when the obligation specified in the contract is discharged, cancelled or expires.

An equity instrument is any contract that evidences a residual interest in the assets of the Company after deducting all of its liabilities. Equity instruments are recorded at the proceeds received, net of direct issue costs.

Emerging Asset Management Ltd.

Notes to the financial statements

31 December 2025

3. Material accounting policy information (continued)

Other financial instruments (continued)

a) Financial assets

The Company classifies its financial assets as subsequently measured at amortised cost or measured at FVTPL on the basis of both:

- The Company's business model for managing the financial assets; and
- The contractual cash flow characteristics of the financial asset.

Consequently, all recognised financial assets are subsequently measured in their entirety at either amortised cost or fair value.

Financial assets at amortised cost

A financial asset is measured at amortised cost if it is held within a business model whose objective is to hold financial assets in order to collect contractual cash flows and its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest on the principal amount outstanding. Financial assets measured at amortised cost include trade and other receivables (representing amounts receivable for transactions contracted for but not yet delivered by the end of the period) and cash and cash equivalents.

An assessment of business models for managing financial assets is fundamental to the classification of a financial asset. The Company determines the business models at a level that reflects how groups of financial assets are managed together to achieve a particular business objective.

For financial assets at amortised cost, appropriate allowances for expected credit losses ('ECLs') are recognised in profit or loss in accordance with the Company's accounting policy on ECLs.

b) Financial liabilities and equity

(i) Trade and other payables

Trade and other payables are classified with current liabilities and are stated at their nominal value.

(ii) Shares issued by the Company

Ordinary shares issued by the Company are classified as equity instruments.

Emerging Asset Management Ltd.

Notes to the financial statements

31 December 2025

3. Material accounting policy information (continued)

Impairment

The Company recognises a loss allowance for ECLs on the following – financial assets at amortised cost.

Under IFRS 9, loss allowances are measured on either of the following bases:

- 12-month ECLs: these are ECLs that result from possible default events within the 12 months after the reporting date; and
- Lifetime ECLs: these are ECLs that result from all possible default events over the expected life of a financial instrument.

The Company measures loss allowances at an amount equal to lifetime ECLs, except for the following, which are measured as 12-month ECLs:

- Financial assets that are determined to have a low credit risk at the reporting date; and
- Other financial assets for which credit risk (i.e. the risk of default occurring over the expected life of the financial instrument) has not increased significantly since initial recognition.

A financial instrument is determined to have low credit risk if i) the financial instrument has a low risk of default, ii) the borrower has a strong capacity to meet its contractual cash flow obligations in the near term and iii) adverse changes in economic and business conditions in the longer term may, but will not necessarily, reduce the ability of the borrower to fulfil its contractual cash flow obligations. The Company considers a financial asset to have low credit risk when it has an internal or external credit rating of ‘investment grade’ as per globally understood definitions. To the extent applicable, the Company has applied the low credit risk assumption for the following classes of financial assets – cash at bank.

When determining whether the credit risk of a financial asset has increased significantly since initial recognition and when estimating ECLs, the Company considers reasonable and supportable information that is relevant and available without undue cost or effort. In this regard, the Company has an internal credit scoring system in place that analyses the credit quality of the counterparties accordingly. Such credit scoring system takes into consideration both quantitative and qualitative information and analysis, based on the Company’s historical experience and informed credit assessment, and also considers the counterparties’ macroeconomic context.

The Company has elected the rebuttable presumption from IFRS 9 by assuming that the credit risk on a financial asset has increased significantly if the financial asset is more than 30 days past due.

Moreover, unless the low credit risk assumption is applied, if the counterparty becomes downgraded by two notches (or more) based on the credit score assessment, the Company deems the financial asset’s credit risk to have increased significantly.

Emerging Asset Management Ltd.

Notes to the financial statements

31 December 2025

3. Material accounting policy information (continued)

Impairment (continued)

Moreover, the Company considers a financial asset to be in default when:

- The borrower is unlikely to pay its credit obligations to the Company in full, without recourse by the Company to actions such as realizing security (if any is held); or
- The financial asset is more than 90 days past due.

The maximum period considered when estimated ECLs is the maximum contractual period over which the Company is exposed to credit risk.

A financial asset is credit-impaired when one or more events that have a detrimental impact on the estimated future cash flows of that financial asset have occurred. Evidence that a financial asset is credit-impaired includes observable data about the following events: significant financial difficulty; a breach of contract, such as a default or past due event; the lender(s) of the borrower, for economic or contractual reasons relating to the borrower's financial difficulty, having granted to the borrower a concession(s) that the lender(s) would not otherwise consider; it is becoming probable that the borrower will enter bankruptcy or other financial reorganisation; or the disappearance of an active market for that financial asset because of financial difficulties.

The Company writes off a financial asset when there is information indicating that the counterparty is in severe financial difficulty and there is no realistic prospect of recovery, for example when the counterparty has been placed under liquidation or has entered into bankruptcy proceedings. For financial assets, the credit loss is the difference between all contractual cash flows that are due to the Company in accordance with the contract and all the cash flows that the Company expects to receive, discounted at the original effective interest rate. ECLs represent the weighted average of credit losses with the respective risks of a default occurring as the weights.

Revenue recognition

The Company's revenue streams comprise primarily of investment management services to investment funds. The majority of contracts stipulate a fixed fee. Revenue is otherwise based on a basis points calculation determined by the assets under management.

Revenue is measured at the transaction price excluding value added tax and other sales taxes.

The transaction price is allocated to each performance obligation based on the individual selling price of each performance obligation. Revenue is recognised when the Company's performance obligations have been satisfied and the following criteria have been met:

- the parties to the contract have approved the contract;
- the Company can identify each party's rights regarding the services to be transferred;
- the Company can identify the payment terms for the services to be transferred;
- the contract has commercial substance; and
- it is probable that the Company will collect the consideration for the services transferred.

Emerging Asset Management Ltd.

Notes to the financial statements

31 December 2025

3. Material accounting policy information (continued)

Revenue recognition (continued)

The Company provides asset management services through contracts which have an indefinite duration.

Such services are recognised as a performance obligation satisfied over time as the services are provided. Although there are certain performance obligations provided 'when needed', the majority of the work is performed on a regular basis, and there is no breakdown of costs between performance obligations.

Revenue is recognised evenly over the contract period (i.e. on a monthly basis), as the customer is deemed to simultaneously receive and consume the services as they are provided.

Revenue is recognised when the Company satisfies the performance obligation, which is on a monthly basis.

Taxation

On 27 December 2023, the Bermuda Corporate Income Tax Act 2023 (the "Bermuda CIT Act") was enacted. The Bermuda CIT Act introduced a 15% corporate income tax applicable to Bermuda constituent entities that are members of multinational enterprise ("MNE") groups with annual consolidated revenue of at least €750 million in at least two of the four immediately preceding fiscal years. The Bermuda corporate income tax is effective for fiscal years beginning on or after 1 January 2025. The Company is in scope for Bermuda Corporate income tax as it meets the criteria set forth above.

The Company accrues corporate income taxes payable to HM Revenue & Customs in the United Kingdom. The corporate income taxes based on the contribution to income generated by employees of the Company based in the United Kingdom. As a result, management has made a provision for income taxes payable in the United Kingdom in these financial statements.

Currency translation

The financial statements of the Company are presented in its functional currency, the USD, being the currency of the primary economic environment in which the Company operates. Transactions denominated in currencies other than the functional currency are translated at the exchange rates ruling on the date of transaction. Monetary assets and liabilities denominated in currencies other than the functional currency are re-translated to the functional currency at the exchange rate ruling at period-end. Exchange differences arising on the settlement and on the re-translation of monetary items are dealt with in the statement of profit or loss and other comprehensive income.

Net foreign exchange gains and losses are classified with other operating expenses.

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise of demand deposits.

Dividends

Dividends to holders of equity instruments are recognised as liabilities in the period in which they are declared and are debited directly to equity.

Emerging Asset Management Ltd.

Notes to the financial statements

31 December 2025

4a. Initial application of IFRS Accounting Standards

The following amendments to the existing standards issued by the International Accounting Standards Board are effective for the current year:

Amendments to IAS 21 - The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates: Lack of Exchangeability

The amendments specify when a currency is exchangeable into another currency and when it is not and how an entity determines the exchange rate to apply when a currency is not exchangeable. The amendments also introduce new disclosure requirements when a currency is not exchangeable.

These amendments do not have a significant impact on these financial statements and therefore no additional disclosures have been made.

4b. IFRSs in issue but not yet effective

The Company has not yet applied any new and revised IFRSs that have been issued but not yet effective. These are all applicable for financial periods commencing on or after 1 January 2024.

Annual improvements — Volume 11

The IASB has published proposed narrow-scope amendments to IFRS Accounting Standards and accompanying guidance as part of its periodic maintenance of the Accounting Standards. Annual improvements are limited to changes that either clarify the wording in an IFRS Accounting Standard, or correct relatively minor unintended consequences, oversights or conflicts between requirements of the Accounting Standards. These Annual Improvements are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2026.

Amendments to IFRS 9 - Amendments to the Classification and Measurement of Financial Instruments

The Amendments to the Classification and Measurement of Financial Instruments (Amendments to IFRS 9 and IFRS 7) are set to become effective for financial periods beginning on or after 1 January 2026. These amendments introduce key clarifications and additional disclosure requirements related to financial instruments.

Derecognition of a financial liability settled through electronic transfer: the amendments permit an entity to deem a financial liability (or part of it) that will be settled in cash using an electronic payment system to be discharged before the settlement date if specified criteria are met, including that the entity neither has the practical ability to access the cash or to withdraw, stop or cancel the payment instruction, nor has any significant settlement risk.

The amendments also clarify the assessment of whether the contractual cash flows of a financial asset represent solely payments of principal and interest, with additional examples now provided in IFRS 9, and additional guidance on assessing:

- whether contractual terms are consistent with a basic lending arrangement;
- assets with non-recourse features; and
- contractually-linked instruments.

Emerging Asset Management Ltd.

Notes to the financial statements

31 December 2025

4b. IFRSs in issue but not yet effective (continued)

Amendments to IFRS 9 - Amendments to the Classification and Measurement of Financial Instruments (continued)

Additionally, the amendments introduce new disclosure requirements. Entities will now be required to provide additional disclosures for investments in equity instruments designated at fair value through other comprehensive income. Furthermore, the amendments introduce new disclosures relating to contractual terms that could change the timing or amount of contractual cash flows on the occurrence (or non-occurrence) of a contingent event that does not relate directly to changes in a basic lending risks and costs.

IFRS 18 - Presentation and Disclosure in Financial Statements

IFRS 18 Presentation and Disclosure in Financial Statements sets out requirements for the presentation and disclosure of information in general purpose financial statements to help ensure they provide relevant information that faithfully represents an entity's assets, liabilities, equity, income and expenses. IFRS 18 applies to all financial statements prepared and presented in accordance with International Financial Reporting Standards, replacing IAS 1 Presentation of Financial Statements while retaining many of its existing requirements and introducing key changes:

- present specified categories and defined subtotals in the statement of profit or loss, with special rules applicable to banks and similar entities whose main business activity is to invest in assets and/or provide financing to customers;
- provide disclosures on management-defined performance measures in the notes to the financial statements, whereby information about any such alternative performance measures must be presented in a single note that must include, amongst others, reconciliations to the most directly comparable subtotal listed in IFRS 18; and
- improve aggregation and disaggregation by including which characteristics to consider when assessing whether items have similar or dissimilar characteristics.

Retrospective application of the standard is mandatory for annual reporting periods starting from 1 January 2027 onwards but earlier application is permitted provided that this fact is disclosed.

The Company intends to adopt these standards, if applicable, when they become effective. The directors are of the opinion that the adoption of these revisions, aside from IFRS 18 *Presentation and Disclosure in Financial Statements*, will have no material impact on the financial statements of the Company in the period of initial application.

5. Revenue

Revenue represents the amount receivable for services rendered during the year, as follows:

	2025 USD	2024 USD
Management platform fees	<u>2,510,667</u>	<u>2,276,672</u>

Emerging Asset Management Ltd.**Notes to the financial statements**

31 December 2025

6. Other operating income

	2025 USD	2024 USD
Funds' set-up fees	131,800	236,101
Funds' closing fees	7,500	20,000
Other income	7,477	-
	<u>146,777</u>	<u>256,101</u>

7. Other operating expenses

	2025 USD	2024 USD
Auditor's remuneration	16,800	15,361
Bank charges	8,822	8,809
Company fees	84,595	158,517
Regulatory fees	89,568	-
Fund closing expenses	4,836	1,643
Fund set-up expenses	58,541	142,391
Advisory fees to third parties	377,315	589,797
Group recharges	219,428	168,362
Health insurance	31,535	26,088
Legal fees	7,802	16,120
Travelling & marketing expenses	1,623	2,783
Office expenses, including rent	23,983	23,740
Professional fees	116,160	77,810
Net foreign exchange (gains)/losses	6	(621)
Other operating expenses	9,092	284
	<u>1,050,106</u>	<u>1,231,084</u>

8. Staff costs and employee information

	2025 USD	2024 USD
<i>Staff costs:</i>		
Wages and salaries and taxes	392,550	379,461
Discretionary bonus	16,017	22,314
	<u>408,567</u>	<u>401,775</u>

The average number of employees inclusive of executive directors was 4 (2024 – 4).

Emerging Asset Management Ltd.

Notes to the financial statements

31 December 2025

9. Income tax

	2025 USD	2024 USD
Current tax: 15% (2024: 0%)	175,143	-
Total tax	175,143	-

The Company has considered the transitional adjustments available under the Bermuda corporate income tax regime, including the opening tax loss carryforward and the Economic Transition Adjustment ("ETA"). Based on management's assessment, no opening tax loss carryforward is available to the Company, and no ETA has been recognized because the required valuation as of 30 September 2023 was not performed and management does not expect the relevant assets to result in a significant uplift to the amortizable tax base. Accordingly, no deferred tax asset or deferred tax liability has been recognized in respect of these transitional adjustments.

Based on the Company's financial results for the year ended 31 December 2025 and management's current estimates, the expected Bermuda corporate income tax expense would be calculated approximately USD175,143. The amount payable as at 31 December 2025 is USD174,243.

10. Financial assets

As at 31 December 2025 and 2024, the Company carries investments in six entities whose main principal activity is to serve as a platform that allows emerging fund managers to get started in the industry. The Company also carries an investment in its sole subsidiary, whose principal activity is investment and administrative management of platforms domiciled in the U.S.A.

	Investments USD
Carrying amount At 01.01.2024	600
Additions	-
At 31.12.2024/2025	600

The related entities and subsidiary of the Company held directly were as follows:

	Place of incorporation	% ownership
Emerging Manager Platform Limited	Bermuda	100
Emerging Manager Platform 2 Limited	Bermuda	100
Cayman Emerging Manager Platform SPC	Cayman Islands	100
Cayman Emerging Manager Platform (2) SPC	Cayman Islands	100
Cayman Emerging Manager Platform (3) SPC	Cayman Islands	100
EAM (USA) Ltd	Bermuda	100

Emerging Asset Management Ltd.

Notes to the financial statements

31 December 2025

11. Dividends

During the reporting period, the Company paid a dividend of *USD600,000 (2024 - USD850,000)* as approved by the directors throughout the year.

12. Trade and other receivables

	2025 USD	2024 USD
Amounts owed by related parties	1,064,422	876,330
Amounts owed by shareholder	100,000	100,000
Prepayments	187,291	148,382
Other receivables	65,066	1,886
	<u>1,416,779</u>	<u>1,126,578</u>

The terms and conditions of the amounts due from related parties are disclosed in note 18.

13. Trade and other payables

	2025 USD	2024 USD
Trade and other payables	<u>138,154</u>	<u>180,258</u>

No interest is charged on trade and other payables.

14. Other financial liabilities

	2025 USD	2024 USD
Amounts due to related parties	600	600
Amounts due to related companies	205,989	528,523
	<u>206,589</u>	<u>529,123</u>

The terms and conditions of the amounts due to related parties are disclosed in note 18.

Emerging Asset Management Ltd.

Notes to the financial statements

31 December 2025

15. Share capital

	Ordinary shares 2025 USD	Ordinary shares 2024 USD
On issue 31 December 2024/31 December 2025	<u>140</u>	<u>140</u>

At 31 December 2025 and 31 December 2024, the authorised share capital comprised 140 ordinary shares at a par value of USD1 each. All shares have been issued and called up.

16. Other equity

	2025 USD	2024 USD
Other equity	<u>461,860</u>	<u>461,860</u>

On 29 August 2017, all of the shares of the Company were acquired by its new immediate parent, GC Agile Intermediate Holdings Limited, which resulted in the unwinding of the amounts receivable from the existing preference shareholders at the time amounting to USD349,960.

Other equity amounting to USD111,900 (2024 – USD111,900) represent capital contribution from the shareholders, including an additional contribution of \$100,000 contributed in 2022 to meet requirements in Japan for the Company to provide management company services. Such amounts are unsecured, interest-free and repayable exclusively at the option of the Company.

17. Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents included in the statement of cash flows comprise the following amount in the statement of financial position:

	2025 USD	2024 USD
Cash at bank and on hand	<u>68,806</u>	<u>125,774</u>

Cash at bank earns interest at floating rates based on bank deposit rates.

Emerging Asset Management Ltd.

Notes to the financial statements

31 December 2025

18. Related party disclosures

The Company's immediate parent is GC Agile Intermediate Holdings Limited and its ultimate parent is Apex Group Ltd.

Amounts owed to related parties as disclosed in note 14, include amounts due to the underlying platforms under management and amounts due to related companies for intercompany recharges.

During the course of the year, the Company entered into transactions with related parties as follows:

	1 Jan 25 to 31 Dec 25 USD	1 Jan 24 to 31 Dec 24 USD
<i>Revenue:</i>		
Related party transactions with: Platforms under management	<u>2,510,667</u>	<u>2,276,672</u>
<i>Other operating income:</i>		
Related party transactions with: Platforms under management	<u>139,300</u>	<u>256,101</u>
<i>Other operating expenses and staff costs:</i>		
Related party transactions with: Related companies	<u>680,147</u>	<u>615,374</u>
Platforms under management	<u>244,903</u>	<u>194,319</u>

19. Fair values of financial assets and financial liabilities

At 31 December 2025 and 31 December 2024, the carrying amounts of financial assets and financial liabilities classified with current assets and current liabilities respectively approximated their fair values due to the short-term maturities of these assets and liabilities.

Emerging Asset Management Ltd.

Notes to the financial statements

31 December 2025

20. Financial risk management

The exposures to risk and the way risks arise, together with the Company's objectives, policies and processes for managing and measuring these risks are disclosed in more detail below.

The objectives, policies and processes for managing financial risks and the methods used to measure such risks are subject to continual improvement and development.

Where applicable, any significant changes in the Company's exposure to financial risks or the manner in which the Company manages and measures these risks are disclosed below.

Where possible, the Company aims to reduce and control risk concentrations. Concentrations of financial risk arise when financial instruments with similar characteristics are influenced in the same way by changes in economic or other factors. The amount of the risk exposure associated with financial instruments sharing similar characteristics is disclosed in more detail in the notes to the financial statements.

Credit risk

Financial assets which potentially subject the Company to concentrations of credit risk consist principally of receivables and cash at bank.

Receivables are presented net of an allowance for doubtful debts. As disclosed in the material accounting policy information, in terms of IFRS 9, the Company applies an ECL model. Credit risk with respect to receivables is limited due to credit control procedures. Due to the nature of the business and resulting trade receivable balances arising, credit risk with respect to receivables is monitored on an ongoing basis.

The carrying amount of trade receivables recorded in the financial statements, which is net of impairment losses, represents the Company's trade receivables that are considered to be past due for which the Company has not provided as the amounts are still considered recoverable.

The Company assesses the credit quality of its customers by taking into account their financial standing and past experience. During the year no allowance for doubtful debts has been recognised against trade receivables (2024 – USDNil).

Cash at bank is placed with Northern Trust International Banking Corporation. This financial institution has a credit rating of A+ (2024: A+) by Standard and Poor's.

Currency risk

Foreign currency transactions comprise mainly of transactions in EUR and GBP. The risk arising from foreign currency transactions is managed by regular monitoring of the relevant exchange rates and management's reaction to material movements thereto. Currency risk is not considered to be significant at the date of the financial position.

Interest rate risk

Interest rate risk is the risk associated to fluctuations in the rate of interest in relation to interest bearing financial assets and liabilities held by the Company. Bank balances represent short-term balances held earning interest at the current market rates, where the directors believe that the Company's exposure to interest rate risk is not significant.

Emerging Asset Management Ltd.

Notes to the financial statements

31 December 2025

20. Financial risk management (continued)

Liquidity risk

The Company monitors and manages its risk to a shortage of funds by monitoring forecast and actual cash flows. Liquidity risk is not considered to be significant at the date of financial position.

Capital risk management

The Company's objectives when managing capital are to safeguard its ability to continue as a going concern and to maximise the return to stakeholders through the optimisation of the debt and equity balance.

The capital structure of the Company consists of cash and cash equivalents as disclosed in note 17 and items presented within equity in the statement of financial position.

The Company's directors manage the Company's capital structure and make adjustments to it, in the light of changes in economic conditions or relevant legislation. The capital structure is reviewed on an ongoing basis.

21. Guarantee

In connection with a credit facility entered by the Company's indirect parent within the Apex Group during the previous periods, all of the Company's assets have been pledged in favour of the Apex Group's lenders.

22. Events after the reporting date

There were no significant events after the reporting period that require disclosure or adjustment in these financial statements.

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）（その後の改正を含みます。）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は米ドルで表示されています。日本文の中間財務書類には2026年6月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝162.39円）で換算された円換算額が併記されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド 財務状態計算書 2026年6月30日

	2026年 (未監査)		2025年 (監査済)	
	米ドル	千円	米ドル	千円
資産及び負債				
非流動資産				
子会社への投資	600	97	600	97
	<u>600</u>	<u>97</u>	<u>600</u>	<u>97</u>
流動資産				
売掛金及びその他の債権	1,517,783	246,473	1,416,779	230,071
現金及び現金同等物	242,528	39,384	68,806	11,173
	<u>1,760,311</u>	<u>285,857</u>	<u>1,485,585</u>	<u>241,244</u>
資産合計	<u>1,760,911</u>	<u>285,954</u>	<u>1,486,185</u>	<u>241,342</u>
流動負債				
買掛金及びその他の債務	114,591	18,608	138,154	22,435
その他の金融債務	271,471	44,084	206,589	33,548
当期税金負債	299,254	48,596	174,243	28,295
負債合計	<u>685,316</u>	<u>111,288</u>	<u>518,986</u>	<u>84,278</u>
純資産	<u>1,075,595</u>	<u>174,666</u>	<u>967,199</u>	<u>157,063</u>
資本				
株式資本	140	23	140	23
その他の資本	461,860	75,001	461,860	75,001
利益剰余金／（累積損失）	613,595	99,642	505,199	82,039
資本合計	<u>1,075,595</u>	<u>174,666</u>	<u>967,199</u>	<u>157,063</u>

2026年6月30日に終了した期間の本未監査財務書類は、2026年7月13日に取締役会によって承認され、以下が代表して署名しました。

取締役 ウィリアム・デイビッド・ウィギン

エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド
損益その他包括利益計算書
2026年6月30日に終了した半期（2025年通期）

	2026年 (未監査)		2025年 (監査済)	
	米ドル	千円	米ドル	千円
プラットフォーム管理報酬	1,461,883	237,395	2,510,667	407,707
その他の営業利益	68,306	11,092	146,777	23,835
	<u>1,530,189</u>	<u>248,487</u>	<u>2,657,444</u>	<u>431,542</u>
営業費用				
人件費	199,363	32,375	408,567	66,347
その他の営業費用	496,083	80,559	1,050,106	170,527
費用合計	<u>695,446</u>	<u>112,933</u>	<u>1,458,673</u>	<u>236,874</u>
税引前利益	834,743	135,554	1,198,771	194,668
法人所得税費用	<u>(113,082)</u>	<u>(18,363)</u>	<u>(175,143)</u>	<u>(28,441)</u>
当期利益／当期包括利益／損失合計	<u><u>721,661</u></u>	<u><u>117,191</u></u>	<u><u>1,023,628</u></u>	<u><u>166,227</u></u>

独立監査人の報告書

エマージング・アセット・マネジメント株式会社の株主各位

監査意見

我々は、2025年12月31日現在の財務状態計算書ならびに同日に終了した年度の損益およびその他包括利益計算書、株式変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針の情報を含む財務書類の注記により構成される、エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド（以下「当会社」という。）の非法定財務書類（6頁から24頁まで）を監査した。

我々の意見では、添付の財務書類は、国際会計基準審議会が公表したIFRS会計基準に準拠し、当会社の2025年12月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の財務実績およびキャッシュ・フローについて真実かつ公正な概観を示している。

監査意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。この基準に基づく我々の責任は、我々の報告書中の「財務書類監査に関する監査人の責任」において詳述されている。我々は、財務書類のマルタにおける我々の監査に関連する倫理的要件とともに、国際会計士倫理基準審議会による国際独立基準を含む職業会計士のための国際倫理規程（以下「IESBAコード」という。）に従い当会社から独立しており、IESBAコードに従い我々のその他の倫理的責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査の証拠が我々の意見の根拠を提供するために十分かつ適切であると信じている。

財務諸表および監査報告書以外の情報

取締役はその他の情報の責任を負う。その他の情報は、当会社の情報、取締役の報告書および取締役の責任説明書により構成されるが、財務書類およびそれに対する我々監査人の報告書は含まない。

財務書類に対する我々の監査意見は、その他の情報を対象としておらず、それに対しいかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類に対する我々の監査に関し、我々の責任は、その他の情報を精読し、そうする中でその他の情報に財務書類または監査において入手した我々の知見と重大な不一致があるか、または重大な虚偽記載が見られるかを検討することである。我々が行った作業に基づき、我々が、このその他の情報に重大な虚偽記載があると結論した場合、我々にはその事実を報告する義務がある。この点につき、我々に報告すべきことはない。

財務諸表に関する取締役の責任

5頁の取締役の責任説明書により詳しく説明されている通り、取締役は、IFRSsに従って真実かつ公正な概観を提供する財務書類の作成、および不正または誤謬によるかにかかわらず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成を可能とするために必要であると取締役が判断する内部統制に責任を負う。

財務書類の作成にあたり、経営陣が当会社の清算もしくは事業の停止を意図するかまたはそうする以外に現実的な代替策がない場合を除き、取締役は当会社が継続企業として存続しうるかを査定し、該当する場合、継続企業に関する事項を開示し、会計において継続企業の前提を使用することにつき責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬によるかにかかわらず、財務書類に全体として重大な虚偽記載があるか否かにつき合理的な確証を入手すること、および我々の意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な確証は高度な確証であるが、重大な虚偽記載が存在する場合にISAsに従って行われた監査がそれを必ず発見できるとの保証にはならない。虚偽記載は不正または誤謬から生じることがあり、個別にまたは全体として、この財務書類の利用者がこれを根拠に行う経済的決定に当該記載が影響を及ぼすことが合理的に予想される場合、重大であると判断される。

独立監査人の報告書（続き）

財務書類の監査に関する監査人の責任（続き）

我々の監査の範囲には、当会社の将来の存続可能性または取締役が当会社の事項につき行ったか、または行う際の効率または効果に関する確証を含まない。当会社の財務状態は、経営陣により行われたまたは行われる決

定の結果として改善し、悪化または変動することがあり、または不可抗力による事由を含むがそれに限られず、本監査意見の日付後に発生する事由による影響を受けることがある。

従って、当会社の過去の非法定財務書類に関する我々の監査報告書は、当会社の将来の財務健全性および存続可能性に関する見積りまたは予測の作成において、いずれの者にもその信頼を促しまたは信頼を可能とすることを意図しておらず、また信頼するに適してもおらず、従って、当会社への投資またはその他取引（信用拡張を含むがそれに限られない。）に関する決定を目的としては、利用されまたは依拠されることはできない。これに関する意思決定は、特に当会社の展望を評価し、それに重大な関連性を有する可能性のある事実または状況を特定することを意図した個別の分析を根拠として形成されるべきである。

ISAsに準拠した監査の一環として、我々は監査を通じて専門的な判断を行い、また職業的専門家としての懐疑心を維持する。我々はまた、以下を行う。

- ・ 不正または誤謬によるかにかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定し、査定し、当該リスクに対応した監査手続きを立案し実施し、また我々の監査意見を提供するために十分かつ適切な監査の証拠を入手する。不正により生じた重大な虚偽記載を発見できないリスクは、誤謬により生じたそれより高くなる。なぜなら、不正には共謀、文書の偽造、意図的な不記載、虚偽の陳述、または内部統制の無効化を含むことがあるからである。
- ・ 状況に適した監査手続きを立案するために監査に関連する内部統制を理解する。ただし、当会社の内部統制の有効性に関する意見を表明することを目的とはしていない。
- ・ 取締役が使用した会計方針の適切性、および行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・ 会計において取締役が継続企業としての前提を利用することの適切性、および、入手した監査の証拠に基づき、当会社の継続企業として存続する能力について重大な疑義を生じさせる事象または状況に関して重大な不確実性が存在するか否かを結論づける。我々が重大な不確実性が存在すると結論づけた場合、財務書類中の関連する開示に対し、我々の監査報告書において注意を喚起する義務があり、また当該開示が不適切である場合、我々の意見を修正しなければならない。我々の結論は、監査報告書の日付までに入手した監査の証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況により、当会社が継続企業として存続できなくなる可能性がある。従って、一般的に認められた監査基準の観点から、継続企業として存続する当会社の能力についての重大な不確実性が監査報告書中に言及されていないということは、当会社の継続企業として存続する能力に関する保証と見做されるべきではない。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的表示、構成および内容、ならびに公正な表示を獲得する方法により財務書類が基礎となる取引および事象を表示しているかにつき評価を行う。

疑義を避けるために、財務リスクが株主および／または債権者の間で分散される方法に関する概観の形成を含む、当会社の資本構成の適切性に関する結論は、この財務書類のみを根拠としては到達することはできず、必ず追加の情報に支持された広範な分析に基づかなければならない。

我々は、とりわけ、計画上の監査範囲および時期、および我々が監査中に特定する内部統制の重大な不備を含む重大な監査上の発見に関し、取締役と通信を行っている。

独立監査人の報告書（続き）

監査報告書は、2026年6月11日に作成され、以下に記載する者によって署名された。

デロイト・オーディット・リミテッド

登録監査人

セントラル・ビジネス・ディストリクト、ビルキルカラ、マルタ

の名称においてそれを代理して取締役として

マイケル・ビアンキ

Independent auditor's report

to the members of
Emerging Asset Management Ltd.

Opinion

We have audited the non-statutory financial statements of Emerging Asset Management Ltd. (“the Company”), set out on pages 6 to 24, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2025 and the statement of profit or loss and other comprehensive income, statement of changes in equity and statement of cash flows for the year then ended, and notes to the financial statements, including material accounting policy information.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2025, and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by the International Accounting Standards Board.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' *International Code of Ethics for Professional Accountants including International Independence Standards* (IESBA Code) together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in Malta, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Information other than the financial statements and the Auditor's Report thereon

The directors are responsible for the other information. The other information comprises the Company's information, the directors' report and the statement of directors' responsibilities, but does not include the financial statements and our auditor's report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information; we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Directors for the Financial Statements

As explained more fully in the statement of directors' responsibilities on page 5, the directors are responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with IFRSs and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

The scope of our audit does not include assurance on the future viability of the Company or on the efficiency or effectiveness with which the directors have conducted or will conduct the affairs of the Company. The financial position of the Company may improve, deteriorate, or otherwise be subject to change as a consequence of decisions taken, or to be taken, by the management thereof, or may be impacted by events occurring after the date of this opinion, including, but not limited to, events of force majeure.

As such, our audit report on the Company's historical non-statutory financial statements is not intended to facilitate or enable, nor is it suitable for, reliance by any person, in the creation of any projections or predictions, with respect to the future financial health and viability of the Company, and cannot therefore be utilised or relied upon for the purpose of decisions regarding investment in, or otherwise dealing with (including but not limited to the extension of credit), the Company. Any decision-making in this respect should be formulated on the basis of a separate analysis, specifically intended to evaluate the prospects of the Company and to identify any facts or circumstances that may be materially relevant thereto.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.

- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern. Accordingly, in terms of generally accepted auditing standards, the absence of any reference to a material uncertainty about the Company's ability to continue as a going concern in our auditor's report should not be viewed as a guarantee as to the Company's ability to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

For the avoidance of doubt, any conclusions concerning the adequacy of the capital structure of the Company, including the formulation of a view as to the manner in which financial risk is distributed between shareholders and/or creditors cannot be reached on the basis of these financial statements alone and must necessarily be based on a broader analysis supported by additional information.

We communicate with directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

The audit report was drawn up on 11 June 2026 and signed by:

Michael Bianchi as Director
in the name and on behalf of
Deloitte Audit Limited
Registered auditor
Central Business District, Birkirkara, Malta

(※)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものである。